

2 令和3年第3回越知町議会定例会 会議録

令和3年6月4日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 令和3年6月7日（月） 開議第2日

2. 出席議員（10人）

1番 箭野 久美 2番 森下 安志 3番 小田 範博 4番 武智 龍 5番 市原 静子 6番 高橋 丈一
7番 西川 晃 8番 寺村 晃幸 9番 岡林 学 10番 山橋 正男

3. 欠席議員（なし）

4. 事務局職員出席者

事務局長 中内 利幸 書記 岩佐 由香

5. 説明のため出席した者

町長 小田 保行 副町長 國貞 誠志 教育長 織田 誠 教育次長 小松 大幸
総務課長 井上 昌治 会計管理者 金堂 博明 住民課長 西森 政利 環境水道課長 岡田 敬親
税務課長 金堂 博明 建設課長 岡田 孝司 産業課長 田村 幸三 企画課長 大原 範朗
危機管理課長 谷岡 可唯 保健福祉課長 國貞 満

6. 議事日程

第1 一般質問

開 議 午前 9時00分

議 長（寺 村 晃 幸 君）令和3年6月定例会開議2日目の応召御苦労さまです。

本日の出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

一 般 質 問

議 長（寺 村 晃 幸 君）本日の議事日程は、一般質問です。広報用に事務局が写真撮影すること、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中学3年生がリモートによる議会見学及び録画、録音することをともに許可します。通告順に従い、2番、森下安志議員の一般質問を許します。2番、森下安志議員。

2 番（森 下 安 志 君）おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり質問を行います。

食品衛生法は平成30年6月13日に改正され、経過措置の期間を終了し、本年度6月からHACCPに沿った衛生管理の義務化、営業許可の業種の見直し、営業届出制度の創設、食品等のリコール情報の自治体への報告の義務化が実施されています。このことが越知町内の農業生産者の方たちに十分に周知されていなかったのではないのでしょうか。食品事業者の方たちは、もう既に関係講習会に参加したり、^ハ^サ^ッ^プHACCPに沿った衛生管理をやっております。農産物を加工している生産者は知らない方が多いと思いますので、質問をします。

最初にですね、HACCPとは何でしょう、説明をお願いします。

議 長（寺 村 晃 幸 君）田村産業課長。

産業課長（田村 幸三 君）おはようございます。森下議員にお答えします。HACCPとは、食品等従事者が、原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、微生物の汚染や異物の混入などの危害を予想した上で、危害の防止につながる特に重要な工程を監視し、記録することにより、食品の安全性を確保する衛生管理の手法です。規模や事業種等により取組の方法が変わってきますが、食品を扱う従業員が50人未満の事業者等の小規模事業者は、業界団体が作成した手引書を参考に衛生管理を行うこととなります。以上です。

議長（寺村晃幸君）森下議員。

2番（森下安志君）ありがとうございました。原則として、食品事業者に一般管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求めています。

後に（3）の営業届を提出する農業生産者の方もHACCPの管理をする対象になります。このHACCPに沿った衛生管理とはどんなことをするのか、内容を説明してください。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）森下議員にお答えします。衛生管理の内容ですが、従事者の健康管理や施設、設備の衛生管理等の一般的衛生管理が土台となり、原材料の受入れから最終製品までの各工程ごとに、細菌などによる汚染や異物の混入などの危害を予想した上で、危害の防止につながる特に重要な管理点や重要な工程を連続的、継続的に監視し、記録することにより、製品の安全性を確保するものです。具体的には、衛生管理計画を作成し、計画に沿って衛生管理を実施し、その結果を記録、1年間保存し、見直しをすることが必要となります。以上でございます。

2番（森下安志君）ありがとうございます。日頃食品加工品を製造するに当たってはですね、衛生面に気をつけて作業していると思いますが、衛生管理をする農業生産者の方たちはですね、この衛生管理計画を作成したりとか、実施状況を記録していくことになるんですが、その人たちに説明と指導はされるのですか。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）森下議員にお答えします。仁淀川流域の直販所等の取り組みについて、情報収集を行いつつ、越知町物販経営協議会等においても、食品衛生の改正に伴う事項について共有を行い、農業生産者に対する支援を進めております。また、JAとも連携し、5月27日に越知町産市部会員約280名を対象に、食品衛生法改正に伴う研修会を計画しておりましたが、このようなコロナの状況を鑑み、残念ながら研修会を延期いたしました。今後も、JAや高知県中央西福祉保健所等と連携し、農業生産者に対する支援を進めてまいりたいと思っております。以上です。

議長（寺村晃幸君）森下議員。

2番（森下安志君）ありがとうございます。続けて説明と指導をよろしくお願いします。

それと、実施状況等を記録する用紙なんですが、なかなか生産者が作るとなると難しい面が出てくるのではなかろうかと思うんですが、品目

別に作成して、J A越知支所とかおち駅等で必要な生産者に配布するわけにはいかんでしょうか。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）森下議員にお答えします。現在、主な品目には対応をするように計画しておりますが、品目が多いため、対応できない品目もあると思われま。要望があれば個別に対応していきたいというふうに思っております。以上です。

議長（寺村晃幸君）森下議員。

2番（森下安志君）確かに品目が多いですが、努力して配布のほうをよろしくお願いします。

次に、（2）の営業許可制度にいきたいと思います。営業許可制度の見直しの内容の説明をお願いします。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）森下議員にお答えします。令和3年6月1日から許可業種の見直しが行われ、乳類販売業、魚介類販売業、食肉販売業、冰雪販売業等の一部の営業許可業種については営業届出業種に移行され、新設された業種につきましては、複合型総菜製造業、漬物製造業、食品の小分け業など6種類が新設されました。許可業種につきましては34業種ございましたが、新設された業種、統廃合された業種、再編された業種、許可から届出に移行した業種、廃止された業種などにより、32業種となりました。なお、営業許可業種から営業届出業種に移行する業種を営む事業者は改めて届出の手続を行う必要はありません。以上です。

議長（寺村晃幸君）森下議員。

2番（森下安志君）営業許可を今までもろうておった業者が今度は営業の届出に変わっている職種なんかもあるですけども、また新たな届出は要らんということなんですが、町内の営業許可業者に影響があるかどうか、お尋ねします。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）森下議員にお答えします。懸念される影響につきましては、これまで営業許可の必要のない漬物製造ですが、営業許可が必要となりますと、直販所に出荷している生産者についても、調理場には消毒薬を備えた手洗い設備、流しは2槽以上、トイレに消毒薬を備えた手洗い設備、給湯設備等の設備が必要となります。新設される許可業種につきましては最低限の設備が必要となるため、令和3年5月31日時点で営業している施設の手続につきましては、令和6年5月31日まで経過措置があります。以上です。

議長（寺村晃幸君）森下議員。

2 番（森下安志君）その漬物製造業なんですけど、この漬物製造業が営業許可ということになって、漬物業において古漬物は営業許可が不要で、浅漬物は営業許可が必要とかという、ちょっと勉強させてもろうたんですけども、それはそのとおりでしょうか。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）森下議員にお答えします。確かにそのような話もありますが、不確定ですし、現段階では厚生労働省からも示されておりません。営業許可が必要となると考え、準備を進めるべきと考えております。以上です。

議長（寺村晃幸君）森下議員。

2 番（森下安志君）やはり不確定情報みたいです。この漬物を分けるというたらもう大変なことになってきそうな気もして、ちょっと気にしておりました。漬物製造業の方はHACCPに沿った衛生管理をすれば、漬物の製造する工程が変わったりとか、今まで販売してきた漬物の味が変わったりするおそれがあるような心配もあるみたいです。味の確保には苦勞するみたいです。

続いて、（3）の営業届制度の創設にいきたいと思います。営業届の制度の創設の内容の説明をお願いします。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）森下議員にお答えします。令和3年6月1日から営業許可及び届出対象外の製造、加工、販売等を行う全ての業種が届出の対象となり、令和3年11月30日までに保健所に届出を行うこととなります。一度届出を行うと、届出後の更新は必要ありませんが、届出事項等に変更があった場合や廃業した場合は再度届出が必要となります。なお、要届出業種も食品衛生責任者の設置とHACCPの取組が必要となります。届出の内容は、届出者の氏名、施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品等に関する情報、食品衛生責任者の氏名等となります。具体例で言いますと、農家等が採取した農産物の販売、例えば野菜を収穫して袋詰めして販売することは採取業の範疇となり、届出の対象外となりますが、消費者の利便性のために行う調理や切断、ゆで野菜、カット野菜、千切りなどにつきましては届出の対象となります。なお、採取業の範疇につきましては、厚生労働省から農業及び水産業における食品の採取業の範囲について示されておりますが、明確な品目については示されていません。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）森下議員。

2 番（森下安志君）詳しい説明ありがとうございます。確かに明確に示されていない品目別がどれかというのがありますが、おち駅で営業届の必要な品目という、届出をしなければならない生産者の人数を教えてください。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）森下議員にお答えいたします。先ほど述べましたとおり、品目については、明確なものが示されておられませんので、所管する高知県中央西福祉保健所に確認を取りながらとなりますが、複数の該当品目を出荷している生産者、現在は該当品目を出荷していないが過去に該当出荷していた生産者もあり、現段階で正確な人数は把握できておりませんが、約100名程度と推計されます。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）森下議員。

2 番（森下安志君）100人ぐらいおられるということで、この届出を中央西保健所に届出を提出するときには、言われたように、食品衛生責任者を定めなければならないのですが、この食品衛生責任者の資格の内容と講習開催の日時と場所を教えてください。この食品衛生責任者の資格の取得は、言われるように11月30日までに届出をしなければならないんですけれども、今コロナの感染で特別警戒中でもあるので、計画どおりにはいかないとは思いますが、分かっている範囲でお願いします。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）森下議員にお答えします。食品衛生責任者の資格につきましては、栄養士、調理師、食鳥処理衛生管理者、船舶料理士、食品衛生管理者もしくは食品衛生監視員となる資格を有する者、食品衛生責任者の養成のための講習会修了者となります。食品衛生責任者講習会の内容につきましては、衛生法規2時間、公衆衛生学1時間、食品衛生学3時間の計6時間の講習となっており、高知県下5か所の食品衛生協会で開催しております。受講料は税込み5,500円となっております。なお、食品衛生責任者の更新期限はございません。

次に、食品衛生講習会の決まっている場所と日時ということでございますが、食品衛生責任者の講習会の決定している今後の開催予定を言わせていただきます。11月30日までに、近隣では高知市で6回、須崎市で2回、いの町で3回の講習会がございます。高知市では高知市安心センターにおいて6月24日、7月20日、8月19日、9月17日、10月18日、11月5日、須崎市の総合庁舎で7月1日、10月8日、いの町合同庁舎で7月15日、9月16日、11月18日を予定しております。以上です。すみません、訂正させていただきます。先ほど言いました須崎合同庁舎が正しい建物になります。以上です。

すみません。ぬかっておりました。先ほど食品衛生責任者の資格の段で、栄養士とか、調理師とか、食鳥処理衛生管理者の中に1つぬかっておまして、ふぐ処理師の資格がぬかっておりました。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。

議長（寺村晃幸君）森下議員。

2番（森下安志君）この講習はですね、都道府県知事が実施するわけなんですけれども、食品衛生責任者の需要が高まっている中で、それなり
の回数をやってくれるんですけれども、ちょっとこの講習を町内でやるわけにいかんでしょうかね。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）森下議員にお答えします。高知県中央西福祉保健所に問い合わせたところ、越知町での食品衛生責任者講習会について検討し
ていただけると回答をいただきました。日程等はまだ未定ですが、講習会の実施を進めていきたいと思っております。以上です。

議長（寺村晃幸君）森下議員。

2番（森下安志君）ありがとうございます。越知で検討してくれるということです。それで先月の27日に産市部会のほうで食品衛生法の説明会
をやろうとしてコロナの関係で順延になったわけなんですけれども、そのときでもなかなか町民会館で開催予定やったけれども、そこまで行く
のに乗り合わせていくとか、なかなか1人で単独でいけない人は多いわけなんです。それでも、これがよそへ行くとなると、行ける人が大分少
なくなってくるんです。越知町でやってくれたらですね、何人も行けると思いますんで、よろしくお願いします。当然、食品による健康被害
と食中毒の発生を防止しなければならないし、万が一食品事故を起こし、食品衛生法の違反になった場合は3年以下の懲役とか、300万円以
下の罰金という罰則が科されます。その食品衛生法の施行に当たってですね、食品事業者が営業を断念するとか、農業生産者が農産物の加工を
やめる人が出ないようにですね、関係機関と協力してもらいたいと思います。詳しい説明をありがとうございました。

以上で、私の一般質問を終わります。

議長（寺村晃幸君）以上で、森下安志議員の質問を終わります。

続いて、3番、小田範博議員の一般質問を許します。3番、小田範博議員。

3番（小田範博君）おはようございます。議長の許可を得ましたので、ただいまから一般質問を行います。初めに、課長になられて初めての議会
ですので、大変緊張しているのかなと思っておりましたが、初日の議案補足説明等をお聞きをしておりますと、堂々としていたように思われま

すので、私も安心して質問をさせていただくことにします。

それでは、本題に入ります。コロナ禍で、さらにまた変異株等が拡大をしている状況下での令和2年度の町税別の収納状況と滞納状況をお聞きをいたします。特に、飲食店関係を含む個人事業者、これについては先の見えない大変苦しい状況が続いていると思っています。中には仕事を变えなければ生活ができない状況にまで追い込まれている方もいると思われます。前年度の収入が課税対象となるわけでございますので、収入の激減している中での納税となるわけです。想像を超える大変苦しい状況下であると思われます。しかし、町にとりましては使途に制約のない貴重な自主財源となるわけです。5月末で出納閉鎖が終わり、ほぼ金額の把握ができていると思われますので、町税別にお聞きをいたします。まず最初に、令和2年度の町民税の収入済額と未納額、また前年度との比較は、個人分については特別徴収分と普通徴収分に分けてお聞きをいたします。

議長（寺村晃幸君）金堂税務課長。

税務課長（金堂博明君）おはようございます。小田議員にお答えします。最初に令和2年度分の町民税の個人分の収入済額と未納額です。令和2年度の特別徴収分ですが、調定額が1億2,933万円、収入額は同じく1億2,933万円で、未納額はゼロ円です。令和元年度の比較ですが、元年度からの増減額を説明します。調定額が186万円の増額、収入額が191万円の増額、未納額は5万円の減額です。続いて、令和2年度普通徴収分です。調定額が4,521万円、収入額が4,343万円、未納額が178万円です。令和元年度との比較ですが、こちらも元年度からの増減額を説明します。調定額は295万円の減額、収入額が374万円の減額、未納額は79万円の増額です。次に、町民税の法人分です。調定額が1,481万円、収入額は同じく1,481万円、未納額はゼロ円です。令和元年度との比較ですが、元年度からの増減額を説明します。調定額は223万円の減額、収入額も同じく223万円の減額、未納額はゼロ円です。以上です。

議長（寺村晃幸君）小田議員。

3番（小田範博君）やはりコロナ禍で大変、特に普通徴収分についてはちょっと収納難しいような状況下にあるという感じはいたします。続いて、令和2年度分の固定資産税の収入済額と未納額、これも同じように前年度との比較についてお聞きをいたします。

議長（寺村晃幸君）金堂税務課長。

税務課長（金堂博明君）小田議員にお答えします。令和2年度分の固定資産税の収入済額と未納額です。調定額が2億2,149万円、収入額は2億

1, 562万円、未納額は577万円です。令和元年度の比較ですが、元年度からの増減額を説明します。調定額が82万円の増額、収入額が83万円の増額、未納額が11万円の減額です。以上です。

議長（寺村晃幸君）小田議員。

3番（小田範博君）この質問での最後になりますが、同じく令和2年度の軽自動車税の収入済額と未納額、これも同じように前年度との比較についてお聞きをいたします。

議長（寺村晃幸君）金堂税務課長。

税務課長（金堂博明君）小田議員にお答えします。令和2年度分の軽自動車税の収納済額と未納額です。調定額は2,593万円、収入額は2,501万円、未納額は92万円です。令和元年度との比較ですが、元年度からの増減額を説明します。調定額は36万円の増額、収入額は36万円の増額、未納額は4万円の減額です。以上です。

議長（寺村晃幸君）小田議員。

3番（小田範博君）納税緩和措置についてお伺いします。昨年度はコロナ禍に伴い、納税緩和措置を行っているとお聞きをしておりましたが、現在も継続されているのでしょうか。また、さらに新たな措置が追加されておれば、その内容と期間をお聞きをいたします。

議長（寺村晃幸君）金堂税務課長。

税務課長（金堂博明君）小田議員にお答えします。現在行われている納税の緩和措置ですが、新型コロナウイルスの感染症の影響により、収入が減少した被保険者に対する国民健康保険税の減免です。また、町県民税の収入に相当の減少があった方に町県民税の徴収猶予の特例があります。今のところは現在行われているのはそれです。ちょっと今、新たな分はちょっとまだ考えておりません。以上です。（「期間どうなる。」の声あり）期間ですか。（「収納するまでのいろいろ。」の声あり）国民健康保険税のほうは現在毎年行っておりますので。（「1年分ということですか。」の声あり）1年分です。1年分で区切りをつけて3月31日までの分として、またその次の年はまたその新たな分として減免は行っております。以上です。

議長（寺村晃幸君）小田議員。

3番（小田範博君）続いて、令和3年度の町民税の見込額をお聞きをいたします。確定申告も5月末で終了したと思われまますので、ほぼ金額の把

握ができておるんじゃないかろうかと思います。金額と、分かっておれば、その令和元年度との比較をお聞きをいたします。それと、未申告者、これがどれくらいおいでなのか、お聞きをいたします。

議長（寺村晃幸君）金堂税務課長。

税務課長（金堂博明君）小田議員にお答えします。令和3年度の特別徴収の調定額ですが、特別徴収のほうが1億2,867万円です。普通徴収が3,920万円です。令和元年度との比較ですが、令和元年度の数額をお答えします。特別徴収が1億2,747万円です。普通徴収が4,817万円です。令和3年度と元年度の比較ですが、令和元年度からの変化をお答えします。特別徴収が120万円の増額、普通徴収が897万円の減額です。それと未申告者の人数ですが、ちょっと今すぐにお答えできませんので、調べてからまた報告させていただきます。以上です。

議長（寺村晃幸君）小田議員。

3番（小田範博君）今、お聞きした内容では、収入のほうで特徴分については微増という感じで、普通徴収分については、やはり900万円近い減が出ておるとい状況になると思います。こういう状況下でありますので、いわゆる既決の予算の中でも、いま一度事業の見直しが必要ではないかと思われるわけですが、町長のお考えのほうを、お聞きをいたします。

議長（寺村晃幸君）小田町長。

町長（小田保行君）おはようございます。小田議員にお答えいたします。令和3年度予算におきまして、町税及び国からの譲与税等については、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を見込んだものとなっております。当初及び補正予算に計上した事業の執行停止等は現状では考えておりません。ただし、9月補正予算以降の予算につきましては、国や県及び地域経済の動向を見極めながら慎重に対応したいと考えております。以上です。

議長（寺村晃幸君）小田議員。

3番（小田範博君）町としても慎重に予算の執行をしていくということまでお伺いをいたしましたので、以上で私の質問を終わります。

議長（寺村晃幸君）以上で、小田範博議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより、午前10時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）それでは、10時まで休憩いたします。

休 憩 午前 9時41分

再 開 午前10時00分

議 長（寺 村 晃 幸 君） それでは再開します。

先ほど、小田範博議員の一般質問の中で税務課長の答弁が残っておりましたので、税務課長の答弁をさせます。金堂税務課長。

税務課長（金堂 博明 君） 小田議員の先ほどの質問に対するお答えをいたします。未申告者数はこの前の確定申告の人数で言うと94名でございます。

以上です。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 続いて、1番、箭野久美議員の一般質問を許します。1番、箭野久美議員。

- 1 番（箭 野 久 美 君） 議長にお許しをいただきましたので、通告に従い、質問させていただきます。まだ、リモートは始まっていないと思いますけれども、今日、中学生がこの議会をリモートで見学するというので、いつにもましてちょっと緊張しております。お手柔らかによろしくお願いいたします。

まず、新型コロナウイルス感染症についてでございます。通告どおり、1番を御覧ください。本町では新型コロナウイルス感染症拡大防止のための高齢者や基礎疾患のある方を対象とした新型コロナウイルス検査助成事業を行っております。前年度もこれを行っておりまして、対象者がなかなかいなかったということで、引き続き実施していただいておりますが、現在の実施状況をお尋ねいたします。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞 満 君） おはようございます。箭野議員に御答弁申し上げます。令和3年度に入ってから助成事業の申請件数は3件ありまして、検査を実施しています。申請数としましては少ない状況ですが、感染状況には波がありますので、事態の変化に備えて令和4年の2月末日まで助成事業を継続します。以上です。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 箭野議員。

- 1 番（箭 野 久 美 君） この事業なんですけれども、対象者というのが、ホームページとか見れば書かれてあるんですが、その対象者は65歳以上の

高齢者または糖尿病、高血圧等の基礎疾患を有する人、また聞き取りにより検査を受ける必要があると認められる方、この次の両方に該当する方というふうに書かれてあります。割とこれを知らない方も多いですし、また、この対象者というのはすごい限定された少ない人数であって、なかなかちょっと使いにくいのかなど。あと、いわゆる濃厚接触者とかは行政の方でただで受けられるかもしれませんがけれども、本来自分が受けたかったら2、3万円かかるわけです。簡易キットで2千円みたいなものもありますけれども、何かもうちょっと本当に心配な方が、いろいろなシチュエーションがあると思うんですけれども、何かそこらへん融通利かすことはできないんでしょうか。国の補助ということで、なかなか線引き難しいと思うんですけれども、何か感染が拡大している中であったら、心配な人もいると思うし、一つ心配しているのは、朝倉小学校とか、小学校でも感染者が出ましたというのが新聞にありました。例えば小学生が保菌されたときに、その例えば家族、兄弟も学校に行ったらいかんとか、職場に行ったらいかんとかいうそういう措置があるのかとか、そのときに濃厚接触者は受けられるけれども、ちょっと離れたところの心配な方、越知町ではまだないと思いますけれども、そういうところ、ちょっと何か幅持たせられないのかということをお聞きいたします。

議長（寺村晃幸君） 國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞満君） 箭野議員に御答弁申し上げます。箭野議員がおっしゃられたとおり、現在は国庫補助事業に沿って実施しているため、高齢者と基礎疾患のある方ということにしています。対象者の拡大につきましては濃厚接触者には当たらない、先ほどおっしゃったように、少し離れたところという、そういう方がこれから増えると思いますので、住民の要望とか、そういったものを把握した上で、財源の確保もクリアできるかを併せて検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（寺村晃幸君） 箭野議員。

- 1 番（箭野久美君） いわゆるPCR検査は綿棒を鼻の奥に入れて、それで培養して菌があるかどうかというのを検査するわけですから、ちょっと時間がかかりますよね。熊本大学が血液検査で分かるものを開発したというのを新聞で読んだんです。それだと2、3時間ぐらいで結果が出るようです。そういう新しい方式を入れることによって、金額の面とかということもまた抑えられる部分もあるかと思うので、あと、PCR検査、綿棒のはなかなかやりたくないものです。涙がつうつと出てきて、唾液のほうだともうちょっと楽かもしれませんが、それだとちょっと不確かであるとか、いろいろなことがあります。今ワクチン接種が始まって間もないですが、ワクチンが国民全員が受けたとしても、

まだまだこのコロナという脅威が消え去ることはないと思いますので、引き続きいろいろな面でこの感染を抑えていくということをこれからもいろいろ勉強してやっていただきたいと思います。

次に、新しい生活様式と言われる基本的感染対策とか、基本的な生活様式はおおむね実践されていると思います。ただし、このままでは経済活動が疲弊することが懸念されます。特に飲食に関係する分野においては、誰もが安心して会食できるような指針が必要なのではないかと思います。実祭、外食の機会が減りまして、なかなか外で友達と会って御飯食するということができていない状況ですが、例えばホテルのレストランだとかに行くと、対面にアクリル板があって、それだけでもマスク外してちょっとしゃべりながら、大きな声ではなく、しゃべりながら会食ができるのかなという、そのアクリル板の設置であるとか、例えば福井モデルですと、マスクをして食事をする。食べ物を口に入れたらマスクをして食べると、それでかなり感染を抑えられているという実績があるということを見ました。そこで町長にお聞きしたいと思います。越知町での飲食店いろいろありますが、そこで皆さんが友達と楽しく会食できるようになるためには、越知ではこういう対策を新たにもうプラスアルファでやっているから、皆さんちょっと安心して、そこまで安心はできないかもしれませんが、より、今よりかはもうちょっと行きやすくなるようなものを考えてはどうかと思うんですが、いかがでしょう。

議長（寺村晃幸君）小田町長。

町長（小田保行君） 箭野議員にお答えをいたします。議員の趣旨は理解はできる場所ではあります。先ほど福井のお話もありましたけれども、現在ですね、他県において、感染防止対策を行っている飲食店を自治体が認証する第三者認証制度の取組が進んでいます。これは政府から各都道府県知事に対し、飲食店の感染防止対策を徹底するため、山梨県ですけれども、山梨モデル、山梨グリーン・ゾーン認証など、一定成果を上げている第三者認証制度を参考に導入するように事務連絡が入っているようでございます。この山梨の制度ですが、政府の基準案をベースに39項目が設けられ、その基準に沿って対策を行って申請をし、県が実地調査の上、基準を満たしておれば、認証マークを交付するという仕組みであります。認証後は、県民からの通報を受け付ける、抜き打ち検査をするなどして、認証の質の維持を図っているようでございます。感染力の強い変異株が出始めて、もう随分うつりつつあるんですけれども、飲食店利用者に氏名、連絡先等を要請することが追加されているとのことです。また、神奈川県でもですね、マスク飲食実施店認証制度が創設されているようでございます。

本町におきましてはですね、飲食店等に支援策を講じてきました。先ほどありましたように、アクリル板等を設置をしていただいたり、それ

から空気清浄機を設置していただいたり、そういった対策をしていただいております。客足が極端に減った事業者もありますが、苦しいながらも何とか営業を続けていただいております。議員がおっしゃられた、誰もが安心して会食できる指針、越知モデルを策定するにも専門的な知見が必要であると思います。また、町外からの人の出入りもありますので、その内容を実施することはやはり専門職を抱える県レベルでないと対応できないのではないかと考えております。本町は県の指導に基づき対策をやっておるところでありますので、町独自という部分につきましては、今申し上げましたように、他県の制度も県レベルでやられている。そしてかなり厳しい徹底した導入後のですね、お店の状況を把握することがされていますので、繰り返しになりますけれども、専門的な目で見ると必要があるかと思っています。また、現時点で何とか営業をされている飲食店もあってですね、独自の指針を出したとしても、経営者、それから利用者の方の理解を得るといこともなかなかこれは難しいのではないかな、というふうに思ひまして、実効性が担保できるのかというところに私は少し疑問といたしますか、感じております。この御質問で言いますと、やはり高知県内を見ますと、感染状況がおさまらない状況が続いております。県全体でこれは取り組んでいかないと、越知の町民の方も高知へ行かれたりとか、移動もされます。逆に町外の方もこちらに来られることもありますので、そういった部分でやはり高知県をあげてやっていく必要があるかと思ひます。

ワクチンの接種、どんどん進めていくべきだと思ひますけれども、なかなか厳しいところもありますけれども、私としてはできる限りワクチン接種のほうを早期に進めていくということを今後大事にして進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君） 箭野議員。

- 1 番（箭野久美君） 昨年、このコロナ感染症が日本中を駆け巡った折、議会での後の飲み会もなくなり、ただ少人数での飲食ができるようになった折、店それぞれの対応が違ふと。例えば対面に席を置かないところは確かにありますが、今お酒がちょっとでも進んでくると、だんだん人は近寄ってくる。ましてテーブルが狭かったりすると、もう飛沫はすごいわけですね。そういうのを何回か経験しましたが、はっきり言って、そういう対策を講じていない店にはあまり行きたくないというふうに思ひます。そのアクリル板はもう私が越知町で行ったのでは一つもありませんでした。対面であるとか横であるとか、必ず自分のスペースをちゃんと取れるような対策、例えば座布団をそこに置いたら動かさないような、そこがあなたの席ですよみたいなことを決めてもらえるとか、例えばテーブル席が幾つかあるならば、一つ飛ばしですとか、そういうところは例えば公共の空港であるとか、そういうところはやっていますよね。そういうふうな感染防止対策をちゃんと取っているお店には、できるだ

け外食したいときには行きたいと思うんです。最初は何かビニールを張ったりとか、いろいろやっていましたが、だんだんそれもなくなってきて、ちょっと気が緩んでいるのではないかなと。まだクラスターが発生しているわけではありませんが、いろいろあると思いますので、あれですけれども、やっぱりその、ワクチンを打ったからといって安心できない部分があるので、越知町はここまでちゃんとやっていると、お客さんに来ていただいても、ここまでやっているんですというところを見せることも一つ大事ではないかと思うんです。町長、いかがでしょう、何かしら。

議長（寺村晃幸君）小田町長。

町長（小田保行君）箭野議員にお答えいたします。支援制度をこれまでやってきました。その中で各経営者に対しまして、支援事業の説明をして、それを活用していただいているという現状であります。確かに全ての店が一律に同じ対策をしているかと言えば、そうではないようにも思っております。今後ですね、まだ6月いっぱい予定しておりますけれども、コロナ地方創生臨時交付金、これの計画を現在策定中でありま。その中でも一定考えてみたいとは思っております。ただ、あくまでも強制的にこうなさいということとはできないということは御承知だと思っておりますけれども、経営者の側もお客さんには来ていただきたいということもあろうかと思っております。一方で、お客様にもいろいろなタイプの方がおられて、そこら辺のことについてもそれぞれの経営者が御苦労されながら営業されていると思っております。状況把握も含めて、今後どのような支援が必要なのかということは検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（寺村晃幸君）箭野議員。

1 番（箭野久美君）私はとにかくちょっと、みんなとおいしいお酒が早く飲めるようになったらいいなど、実は思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。6月になって、5月からですか、ワクチンの接種が始まりました。私の父も既に1回目の接種を終えて、今週末には2回目の接種という運びになっております。まずですね、今回、配付された分のコロナワクチンですけれども、その数量分の予約は完了したのか、お聞きいたします。

議長（寺村晃幸君）國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞満君）箭野議員に御答弁申し上げます。最初にお断りしておきますが、越知町に供給されるワクチンの数量は越知町内の医療機関が接種する数量となります。例えば、仁淀川町の住民が越知町内の医療機関で接種する分も越知町が用意することになっています。逆に、越知

町の住民が佐川町の医療機関で接種する場合は、佐川町のワクチンを使うことになります。したがって、ワクチンの予約数や使用数は越知町の接種対象者数とは一致せず、それを上回ることになると思います。御質問へのお答えですが、越知町へは5月末までに5,655回分のワクチンが供給されています。5月25日現在の予約総数は2回目の接種分も含めて4,933回分でまだ十分余裕があります。今月もう1箱配送される予定で、合計で6,825回分となり、高齢者分を上回る量が確保できますので、まだ予約をしていない方も接種は可能ですので、再度検討していただいて、打っていただくようにしていただきたいと思います。以上でございます。

議長（寺村晃幸君） 箭野議員。

- 1 番（箭野久美君） 何か3月に聞いたときより大分回数が増えていてよかったと思います。高齢者分が早く来ればいいと思っていたので、そこはちょっと一安心という感じでしょうか。

次にですけれども、医療従事者、これも全員というわけにはいかないと思うんですけれども、接種率、それをお伺いいたします。

議長（寺村晃幸君） 國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞満君） 箭野議員に御答弁申し上げます。町内の歯科診療所を含む7つの医療機関の医療従事者と高吾北消防本部の救急隊員の接種状況を御報告します。5月末日現在で2回目の接種まで終わった方が59.0%、まだ1回目の接種しかしていない方が35.5%、これから接種する方が5.5%となっています。以上でございます。

議長（寺村晃幸君） 箭野議員。

- 1 番（箭野久美君） 今の率を聞く限り、もうかなりほぼ100%に近いのかなというふうに感じました。ただ最近新聞でもありましたけれども、2回接種が終わっても抗体ができるのに1、2週間かかるということで、医療従事者の方がコロナに感染したというニュースがこの2、3日前にも出たので、その1、2週間、ちょっとより気を緩めることなく、今まで以上にじゃないですけれども、やはり安全対策を取るということを啓発していただきたいと思います。

次にですね、当初予約していても、その日熱があるだとか、いろいろなことでキャンセルする方もあるかと思いますが、越知町内でそういうキャンセルはありましたか。

議長（寺村晃幸君） 國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞 満 君） 箭野議員に御答弁申し上げます。町内の五つの医療機関に問い合わせたところ、5月末日までの接種開始から13日間で20人程度キャンセルがあったようです。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 箭野議員。

- 1 番（箭 野 久 美 君） 私が思うより意外にちょっと多いかなという気がいたします。キャンセルがあった場合ですけれども、ワクチンを無駄にしないための対策、またいろいろな場合があると思いますけれども、町がとっているもの、病院がとっているもの、あると思いますが、それをお聞きいたします。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞 満 君） 箭野議員に御答弁申し上げます。キャンセルへの対応ですが、急遽キャンセル待ちの方に電話をして来てもらった。また、接種予定の入院患者や併設の施設入所者に繰り上げて接種をした等、それからまた医療従事者に接種をしたなど、適切な対応を取っていただいております。以上でございます。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 箭野議員。

- 1 番（箭 野 久 美 君） よかったです。キャンセル待ちの人がちゃんと構えられていたというのを知らなかったのも、とてもよいと思います。あと、繰り上げの接種にしてもですね、そういうふうに臨機応変に対応していただくのがよいと思います。よくテレビでにぎわっていたのが、首長が接種したということで話題になっておりましたけれども、実は私はそれがかまわないとっていて、役場の職員というのは地域住民にサービスをするところですので、いろいろな今やっていることをやっても、まだもし余りが出るなら、住民に接する役場の職員が優先的にすることも私は考えていいのではないかと実は思っております。まだまだ先が長いので臨機応変に対応していただけたらいいかなと思います。

次に、始まってからこのワクチン接種後、重篤な副作用が出た方はいらっしゃるのでしょうか。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞 満 君） 箭野議員に御答弁申し上げます。規定のアナフィラキシーの発症があったということは聞いておりません。以上です。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 箭野議員。

- 1 番（箭 野 久 美 君） よく聞くのが2回目の接種後、結構熱が出るだとかいろいろ聞くので、これからまたちょっと気をつけなければいけないのか

などと思います。何か特に若い人の反応がすごいと、ただ若い人のほうが抗体も量が多いと。反応が薄いということはそれだけうつすらと効いているのかな。あと、面白いのは、お酒が殺菌できると。でも飲食の場で飛沫感染する。この陰と陽の兼ね合いが難しいコロナですけれども、ワクチンが早くみんなに打てるようになることを希望いたしております。

では、次に、デジタル社会の形成に向けた取組ということですが、国のほうも今年の9月1日に仮称ではありますが、デジタル庁なるものを設置するというふうになんか急遽わたわたしている感じがします。それを思うのは、世界ではもう10年前からかなりデジタル社会が進んでいると。日本は遅れていると。いろいろな研究機関の発表もあって、ここに来てわたわたしているという感じを受けます、国がです。また、デジタル社会に合わせて、越知町が第6次の総合戦略、総合振興計画の中で、学校教育について、「デジタル社会に向けた教育の推進を念頭に」と、デジタル教育をやっていくというふうに書かれてあります。「多様性」とか「創造性を有したグローバルな人材の育成」とありますし、このデジタル社会になったことで社会で必要とされる能力が変わった。今までは知識を詰め込んで、それをテストでやっている。何を知っているかという教育であったのですが、このICTが推進されたことで、知識はその機器からすぐ得られる。リテラシーです、取捨選択をして、必要なものを取り入れて、それをこれからどう活用していくのかというのが新たな教育であろうと思われま。そこで、越知町、本町ではデジタル教育をどういうふうに捉え、またどういうふうに進めていくのか、具体的にお示してください。

議長（寺村晃幸君）織田教育長。

教育長（織田誠君） 箭野議員にお答え申し上げます。議員のおっしゃるとおり、国はこれからデジタル社会の実現に向けて動こうとしております。令和2年12月25日にデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針というものも国が定めております。その中で、デジタルの活用により、一人一人のニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会というものを掲げており、これに向けた制度設計として、IT基本法の全面的な見直しを進める。そういうところの社会を目指すことは誰一人取り残さない。それから人に優しいデジタル化を進めるということにつなげるということで、10個の基本原則を大方針として展開を進めるということを示しております。これからのAIの普及やICTの活用などのデジタル化が進み、変化が激しくなる時代を生きるために必要な資質、能力として、社会的、職業的に自立し、たくましく生き抜いていくためには想定外の事象や未知の事象に対しても持てる力を総動員して、主体的に解決していこうとする力を培っていくことが必要と考えております。まずは、基礎となる学力、体力を土台としてしっかり身につけること、そして自ら課題を発見し、解決に導く力、それか

ら自分の志、そしてリーダーシップ、創造性、チャレンジ精神、忍耐力、自己肯定感、そして感性、思いやり、コミュニケーション能力、多様性を受容する力、こういったことを育てていくことは重要と考えております。このような資質、能力を育てるために、小・中学校では自ら学び、考え、他者の意見を聞き、なぜそうなるかを考え、自ら判断できるようになるように主体的、対話的で深い学びに取り組んでおります。

そして、国のGIGAスクール構想の下、昨年度に整備し、今年度からタブレットを活用しての学習を開始しております。このために、こういった情報活用能力というものの育成がまたさらに必要となると考えており、その情報活用能力で考えられる学習内容としては、情報機器の操作技能、これが頭の外で情報の操作ができる。こういうものが使いこなせるのができるような、なっていく。そして、問題解決や探求における情報活用、頭の中での情報の操作をできるようにする。そして、情報モラルや情報セキュリティ、こういったことの情報操作について注意すべきこと、こういったことを意識して、これは学習の道具としてタブレットを活用して議員もおっしゃっているように、何を知っているかではなく、これから何ができるようになるかを意識して、コンピューター等を、ICTを活用して、社会で生きるために必要な力を育てる授業を実施していきたいと考えております。

具体的とおっしゃいましたので、現状タブレットが入りましたので、小学校では、まず活用の場面をたくさん準備することを今は意識して活用しております。タイピングの学習、それから児童の考え方や意見の共有をそれぞれタブレットでしたものを、自分の考えを、それを提出すれば、モニターにそれぞれの意見が映し出される。当然それを抽出したり、そういったこともできます。それと、写真撮影や動画撮影をして、そのそのことをじっくり見て観察できるように、それからいろいろな調べ学習、意味とかその内容についての検索をして調べることの学習、それからいろいろな児童生徒の考え方を分類して似たようなものを集めたり、違う意見との対比とか、そういったことをそれぞれの考えをタブレットの中でしたことをモニターの中で外へアウトプットしたときに、そういうまとめたものとか、そういうことは今まではペーパーとか、ホワイトボードを使ってやっていたことがもっと効率的にできるようにはなっています。そういったことで各教科の各単元においてそういうことをしております。中学校におきましても、ほぼ、今現在似たようなことをやっております。そういった教科の中で、英語はリスニングのために洋楽を鑑賞したり、それから理科では実験の様子を動画で撮影して共有したり、体育では生徒の動きを動画で撮影して、いいところ、それからここは注意せないかところとか、そういったことがスローモーションもできますので、そういったことが瞬時にみんなで共有できるとかというようなことで活用しております。小・中学校とも始まったばかりで、こういうような活用でどんどんもっといろいろ勉強も中身もこれか

ら小中学校とも活動して、さきに申し上げたような資質、能力につなげるような活用を考えております。それと、あと、一応教員からの学習に対する資料なんかも、教員が紙ではなくて、タブレットの方でそれぞれの児童生徒のタブレットのほうに配信もできております。現状の活用状況については以上でございます。

議長（寺村晃幸君） 箭野議員。

- 1 番（箭野久美君） 4月から始まってまだ2か月、連休も挟んでいますので、大した期間ではないですが、今聞くところによるとかなり活用ができていのかなど。あと、先生のほうもですね、いろいろ割とできているのかなという印象を受けました。ただ、県として、例えばこの教育は越知町独自でやるのも当然大事なんですけど、職員は県の職員です。越知町だけじゃなくて、いろいろなところにまた移動もしていくわけで、技能を持った先生もいれば、なかなかそこが弱い先生も多分いると思うんです、このデジタルに関しては。そういう研修はですね、これから県のほうでもやっていってもらわないといけないと思いますし、いろいろなことを県と共有してまた進めていってもらったらいいかと思います。

次ですが、マイナンバーカードのことについて聞くんですけども、結局、デジタル社会を日本が目指す一つの要因として、日本が抱える様々な問題、地域経済の活性化であるとか、社会保障の増大、大規模自然災害、こういうのに対応するためであったりとか、社会の様々な分野、例えば農林水産業、地方創生、観光、医療、教育、防災、サイバーセキュリティー等でICTの有効活用が不可欠になると、その中で越知町でもマイナンバーカードというものを以前から普及に努めてきたと思います。ちょっと質問構えていなかったけれども、越知町の普及率は何%か分かりますか、マイナンバーカード。

議長（寺村晃幸君） 西森住民課長。

住民課長（西森政利君） おはようございます。箭野議員にお答えします。国が示しております交付率ということで、すみません、御答弁させていただきたいと思います。令和3年5月23日現在の速報値でございますが、交付率は15.15%です。以上です。

議長（寺村晃幸君） 箭野議員。

- 1 番（箭野久美君） 少ないですが、さっきのデジタル社会というところで、国が令和4年度末にはほとんど行き渡るようにするというふうに、何か強く強化するみたいなことが書かれてあったんです。令和4年度末というのがあと1年半ぐらいなんですけれども、今まで越知町で普及があまり進まなかったのには、コンビニで住民票取れるか、印鑑証明取れるかということが今まで越知町ではなかったと、ところが今回補正で入っ

ていたので、これから便利になることが分かりますよね。そういうことが広く住民に知れ渡れば、交付率も上がるのではないかと思いますけれども、その普及を促すために、住民課として何か対策とか考えているのか、お聞かせください。

議長（寺村晃幸君）西森住民課長。

住民課長（西森政利君） 箭野議員にお答えします。これまでは、広報での啓発や窓口での対応により、申請受け付け、また申請サポートのほうを行ってまいりました。今年の1月16日、17日の土曜日、日曜日と県の事業でございますが、サンプラザ越知店様で行われた出張申請受付に職員のほうを派遣させていただいております。両日で77名の方を受け付けいたしまして、うち59名の方が越知町の方でありました。同事業を今月20日の土曜日、日曜日となりますが、サンプラザ佐川店様で行う予定でしたが、現在のこの新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、延期との連絡が先日県のほうからありました。ただ、延期ということで、これからもこのような事業には参加し、普及の方をしてみたいと思っております。7月からはですね、またマイナンバーカードの広報及び申請受け付けのほうを週1回、平日、夜間と、月1回休日の役場の開庁を予定しております。日程につきましては現在課内で調整をしております、7月広報には掲載していきたいと考えております。取りあえず以上でございます。

議長（寺村晃幸君） 箭野議員。

- 1 番（箭野久美君） 先ほど、住民票であるとか印鑑証明がコンビニでも取れるようになると便利になるということも言いましたけれども、昨日の高知新聞で、接種証明導入検討加速というところで、マイナンバーカードあればそこに盛り込むこともできるのではないかなというようなことも書かれておりました。ここは推進していったほうがいいのかと、いろいろな場面で、どんどん便利になるんだよということを周知していつて、ワクチン接種後のカード、前グリーンカードのことも言いましたけれども、人々が活発にまた活動できるようにするためには何かしらの証明するものがあればいいのかなと思います。そこで、町長にお伺いしたいんですけれども、これから、今まで取得した人もそうですが、何かお得なポイントを住民につけることとか、できませんかね。マイナンバーカード作ったら、こんなお得なことがありますよ、何とかポイントがつきますよ、みたいなことはないですか。

議長（寺村晃幸君） 小田町長。

町長（小田保行君） 箭野議員にお答えいたします。先ほど議員からも少しお話ありましたけれども、今回の補正予算に上げておる印鑑証明、住民

票、これをコンビニで交付できるようにしていくというふうにしておりますが、今のお得なポイントというところ、交付率を上げていく方法として、身近なところということはありませんけれども、現状でコロナの対策もそうですけれども、それにマイナンバーカードをとということについてはですね、まだちょっと今の現状では考えづらいかなと思っています。それは、政策としてですね、今後、町民の皆さんの利便性を上げていくということは必要だと思いますけれども、マイナンバーカード、そのものがまだなかなか理解をされていないということで、先ほど住民課長が御答弁申し上げましたけれども、やっぱり機会を増やすことによって、交付率を上げていく。申請をしていただくということをまずはしっかりしていくことが先ではないかなと思っています。先々はマイナンバーカードをそういったことにも使えるようになるのかなと思いますけれども、コンビニ等で活用するという幅を広げていくというのが今のところ現実的なのではないかなというふうに考えております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君） 箭野議員。

- 1 番（箭野久美君） このマイナンバーカードにしても、諸外国ではもう既にIDカードが、生まれたときからそういう番号を持っているとか、10年確実に遅れているところを今、国が本当に頑張って進めようとしておりますが、地方自治体が住民と一番接点があるところで感じたことを国にボトムアップしていく、こういうふうになったら人はやりたいんだというところを、国に地方から提言していくこともこれから大事だと思うので、そこは町長にすごい頑張っていただいでですよ、我々の意見をちゃんと国に伝えていってほしいと思います。以上で、今回の私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（寺村晃幸君） 以上で、箭野久美議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより、午前11時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）御異議なしと認めます。午前11時まで、10分間休憩します。

休 憩 午前10時50分

再 開 午前11時00分

議長（寺村晃幸君）再開します。4番、武智龍議員の一般質問を許します。なお、本人からの申し出のパワーポイントの使用を認めます。4番、武智龍議員。

4番（武智龍君）おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告順に従って質問させていただきますので、よろしくお願いたします。まずは、1番目の生活環境支援事業について、2つお尋ねをいたします。通告の（1）番で、補助率が下がっていると聞か、変更の理由はという通告をさせていただいておりますが、担当課長からお答えいただきたいと思ひます。この件については、今年1月に私の友人の女性から区長さんを通じて、裏山の支障木伐採の補助金を申請していたら、世帯主が65歳以下の場合補助率が50%になっていて、自己負担が最初想定していた額を超えたため、よう出さんので取りやめましたという御連絡をいただきました。この方は父親が元気な頃は自分で管理をしていましたが、お亡くなりになってから数年がたち、木が大きくなったし、名簿上は65歳未満の弟が世帯主になってはいるものの、実際住んでいるのは女性2人だけで台風などのとき、家が心配だから切りたいという相談を受けておりました。また、やり取りをしているうちに隣接の家の方も裏山に巨木があつて、隣の方が切ったら風当たりが強くなるので、一緒に切りたいとこういう話になり、同じ業者さんから見積りを取り、補助申請をしたところ、この隣接の方は65歳以上だったため90%の補助金が出て切ることになったようでございます。このため、状況は逆転をして、結果的にさきの女性の方は危険性が高まった状態となり、不安な日々を送られているのではないかと思ひます。そこで、課長にお尋ねいたしますが、補助率はどういう理由でいつから下げたのか、御説明願えますか。また、下がるに当たっては金額が小さいので課長の判断なのか、それとも上司からなどの指示があつたのかも伺ひいたします。よろしくお願いたします。

議長（寺村晃幸君）國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞満君）武智議員に御答弁申し上げます。補助率を改正した点はですね、受益者または山林所有者等が課税世帯である場合に、事業費の70%補助を50%補助に変更しました。世帯全員が65歳以上の世帯や身体等の障害により、手帳の交付を受けている方がいる世帯、65歳未満でも町民税非課税世帯は事業費の90%補助でこれまでどおり、変更はしていません。なお、補助限度額は20万円となっています。変更の理由といたしましては、補助事業開始から約10年が経過して、本来の事業目的との相違が見られるようになったことと、個人の所有物への一定の責任を持っていただきたいため、補助率を下げさせていただきました。事業目的の相違というところですが、この事業ができた平成23年度当時は隣家が空き家となって久しく相続人である息子さんも帰ってこないで、木が生い茂ってどうすることもできないというような

事情で、地区が所有者に承諾を得て、山林や生垣を伐採していたと思いますが、最近の補助金の申請状況を見てみますと、その場所に実際に住んでいて、世帯には若い人もいて、本来手入れもおこななければならないものを入手もせず、どうしようもなくなって行政にお任せ、というような事例もありました。そういったことで補助金、課税世帯については補助率を70%から50%補助に下げることとさせていただきました。補助金交付要綱の改正は令和2年4月1日に行っております。また、この点についての判断は、こういった例があるということも含め起案をして、町長、副町長のほうにも了解を得て改正はいたしております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4番（武智龍君）ちょっとお待ちくださいね。それでは、御答弁ありがとうございます。

次の質問の中で、今の答弁に対するまた疑問点というか、お聞きしたいこともありますけれども、2番目にですね通告としては、安心・安全な町づくりにこの補助率を下げるというのは逆行していませんかという、それで元に戻す考えはないですかというのを町長にお伺いしたいと思いますけれども、これはこの事業の施行前、2019年ぐらいかなと思うんですけれども、文徳の方ですね、家には住んでおられるんですけれども、体が弱いので、もう放置したままで、もう胸を超えるぐらい裏山の木がなっていて、とても自分ではようせんということで、この事業を使われたようでございます。これはとても自分ではよう切らんの、業者さんに入って、これは作業の途中の絵ですけれども、業者さんも1人ではできんから、4人ぐらい来て、5人おりますね、ちょっと見にくいかもしれませんが、左手が伸びている人の先に線がいていますけれども、このワイヤーで下の木をくくって家に落ちないようにしながら引っ張りつけて切っていくという、こういう危険な作業をされているわけです。これが、木が上がって、ワイヤーをくくっているところみたいです。こうやって作業をして、この補助事業のおかげで実施後はこういうふうにならなりましたが、これから数年たって、木はこんなに高さは伸びていないですけれども、もうこの方は毎年自分ではようせんから、またシルバーさんを雇って、何人やったか、多分2人が2、3日行ったと思いますけれども、この広い範囲を今度は自前のお金で切り込んでですね、木が太らないように、手入れをしているのです。それはお金がかかって、使える方はいいですけれども、先ほどのように、年金暮らしであるとか、なかなかその、たった数万円だとしても、非常に出しにくい状況の方にとっては20%の減額というのは非常に考えるところであるらしいです。

次のは、私が入手した資料をまとめたんですけれども、10年間、平成23年度から10年間でこういう実施件数になっています。1年平均

にすると6.5件ぐらい、1件当たりが82万円、年間82万円ぐらいが大体出ているということですが、1件の平均が12万6千円ぐらいの補助金です。（「820万」の声あり）合計が820万円ですが、10年で割ると82万円、それで補助金を2割削減して浮かされる金額、これ20万円のマックスでも4万円です、2割ですから。14万円出るところが10万円になるわけです。4万円浮くわけですが、それをこの件数掛けても、例えば65歳未満の方が今言われた70%、50%に下げてもマックス4万円で6.5件全部の申請者が65歳以下だったとしても年間の差額が26万円です。先ほど、小田議員の税金について、これと比較すると4万円でも5万円でも予算の支出のチェックというか、考え直さないかんといいところもあるかと思いますが、40億円、50億円をやっている中で、この4万円をけちるといいか、削減をするといふところですが、執行部の皆さんが財源確保に苦労しておいですることは十分承知しておりますが、ここに手を突っ込まないといふ財政状況であるか、これは全員協議会でもそういう説明は聞いていないし、私自身も考えられません。

本町には、この山裾に住んでいる人の割合が非常に多く、私が10年前に2日間かけて町内を回って、実は相談があったので、その人の家だけじゃないと思って回ったんですが、そのときは気になるところ、先ほどのような気になるところが約70か所ぐらいあったように思います。その後、高齢化とか死亡とかで、減ったかもしれませんが、それぐらいあったというふうに思ったので、これを制度として、こういう補助金を出してあげんかといふことで提案をさせていただいた記憶があります。御承知だと思いますけれども、木というのは1回切っても数年で元のようになるので、女性や伐採などをやったことのない人にはその管理はなかなか手に負えないし、数万円の負担増といふのはかなり厳しいと思います。

本事業の補助率削減は、町長の提案するといふか、方針である安心・安全な町づくりを進めるこの考えに逆行するようには思いますが、補助率を元に戻す考えはないか、伺います。先ほど、課長からは特別、最近ちょっと特殊といふか、範囲を超えた申請が出てくるというふうに言われましたが、それは担当者が事前に行って、こういう場合は対象になりませんという説明もしておるといふし、出してきたものをそのまま出して、無駄遣いやと言われたようなことはないと思うんですよ。課長言われたような範囲は、それは現場で判断できることじゃないかと思いますが、あえて、補助率を下げたところで、そういうような枠外、枠にはまらないような申請はそれは出てくると思いますので、ここはその判断じゃなくて、弱い人を守っていくと、安心・安全な暮らしを守るといふ点で、この補助率を元に戻しておいてほしいと思うんですが、町長、いかがでしょうか。（「ちょっと休憩お願いします。」の声あり）

議長（寺村晃幸君）小休します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時17分

議長（寺村晃幸君）再開します。

町長（小田保行君）武智議員に御答弁申し上げます。安心・安全な町づくり、私もそれは大変必要だと思っております。この制度のお話でございますので、この事業ができた平成23年当時はずいぶん、補助対象世帯を高齢者世帯や非課税世帯として90%の補助率しかなかったわけですが、平成25年度に若い方の世帯も課税世帯も対象とするということで要件を緩和しました。それで70%の補助率というのを構えたという経過があります。先ほど課長からもありましたけれども、最近の補助金の申請状況見てみますと、繰り返しになりますけれども、その場所に実際に若い方が住んでいて、本来手入をすべきであろうところを行政にお任せするという事例があったということのようですが、判断にですね、実際迷うものもあって、要綱に明記しなくてもですね、常識の範囲内で判断をしておいたというところがあります。公費を投入するわけですので、一定の責任と一定の負担という考えがありますが、そのあたりをですね、今後要綱にもきちんと明記することとしております。ただ、先ほどの写真の事例を見たときに、そういったケースがあったときに、この制度の趣旨に合うかどうかということも考える必要があるかと思えます。私も、これでいつも山を見るわけですが、この周辺、植林も多くて手が入っていない山がたくさんあります。そういったことを考えたときに、森林環境譲与税も入ってくるようになっております。そういったものの活用ということも今現在、考えておるところです。議員のおっしゃられる安心・安全な町づくりという観点でいきますと、こういった事例、そこをうまく解決できる方法は検討していきたいなと思っております。ただ、この制度の趣旨という部分では、ちょっと逆行というか、制度に対しての申請について、もう少しきっちりと明確に要綱なりに明記するという必要だと思っておりますので、今後議員のおっしゃることについては検討させていただきたいと思っております。以上です。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4 番（武 智 龍 君）私はこの制度を創設を提案したとき、今はもう退職した岡林課長の時だったと思うんですけども、課長は、梶ノ瀬というところの出身で、彼に私は聞いた。あなたは自分の家がちょうど山の下にあります、自分で裏山は切れますかと言ったら、若くても切れません、よう切らんとするんで、若い人は働いて収入があるから、補助率を下げてもいいから、若い人も対象にしてあげたらどうですかということ、25年度からなつたと思うんですよ。もともとの導入は津野町とか仁淀川町、環境林というので家の周辺1反分ぐらいが対象で30万円出ていました。越知町はそれを福祉というか、的な視点で捉えたんですけども、実際山の生活しゆう人のところに行ってみると、ある人はこんな自分くのことをそんなに税金を使われんと思うてというて、その人はどうしたかという、そこに住むのは怖い、恐ろしいから、別のところに小さな家を建ててそっちに行つて住んでいた。なぜ、ここに住みゆうのと聞いたときに、元の家はここと教えてもらつて、理由はそういうことなんですというので、安心・安全な町をつくるというのは、定住につながる。お母さん、もう危ないから、いの町へ出てきやとか、こういうふうになると、かなりの損失、1年で交付税が20万円、30万円というのが交付されるわけです。そういうことを考えると、人口減につながらないような視点からも見ないかんと思うので、去年の令和2年の4月1日からということですけども、1年が過ぎましたが、早い機会に見直していただいて、そういう先ほど課長の言われた、詳細なことはもう一つ別に、こういう基準で判断しておりますという判断基準みたいなものをつくられて、要望聞いてもいいですけども、補助金で絞るといふような考え方はこれは改めてほしいと再度要望しておきます。

では、集落支援員についてお伺いしたいと思います。これは担当課長にお伺いします。まず幾つかお伺いしたいと思います、通告には4点かにしておりましたが、それを後の質問を進める上でちょっと確認しておきたいところもありますので、細かくいきたいと思つています。まず1つ目ですが、本町が各地域に配置している支援員の活動状況は、についてお尋ねをいたします。この配置している支援員の現在配置している支援員の人数、地域名、本年度の活動内容、活動日数、成果など、分かる範囲でお伺いしたいと思います。

議 長（寺 村 晃 幸 君）大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君）武智議員に御答弁申し上げます。まず、人数ですが現在4名の集落支援員がおります。地区名につきましては、大桐地区が1名、横島西部地区が2名、野老山地区が1名です。勤務日数につきましては、週4日勤務というふうになっております。成果としましては、まず職務の内容から言わないといけないかなと思つていますが、主な職務としてそれぞれやはり地区では違ふと思つています。大桐地区については、野菜の集出荷や集落内の見回りと独り世帯や高齢者世帯への声かけ、広報配布など、区長業務の手伝いなどです。横島西部地区については、2

名とも横畠集落活動センターの運営支援です。野老山地区については、集落内の草刈りと道路清掃や、しきび、サカキの集出荷など、野老山地区の各種活動の手伝いを行っております。成果としましては、大桐地区のほうはやはり野菜の集出荷がおち駅の農産物の充実に成果を上げていますし、集落内の見回りと独り世帯や高齢者世帯の声かけは、やはり独居老人とかそういう方への声かけで安否の確認も含め、コミュニティも含めて成果も出ております。あと、今年度から先ほど言いました区長の業務の手伝いで広報の配布もしており、区長が最近広報配布がちょっとしんどいという地区もありますので、それへ繋がっております。横畠西部地区については、横畠集落活動センターの活動に成果が出ております。宿泊については、今年度はコロナの影響もあり、それと集落活動センターの活動内でちょっと宿泊も受付を控えておりますので、あまり成果は出ておりませんが、喫茶店の経営、それからコインランドリーのほうについては、成果が十分出ております。野老山地区につきましては、しきび、サカキの集出荷につきましてもおち駅のほうに出させていただき、それなりの成果が上がっております。また、野老山地区の各種活動について、公民館活動、それからおとなの学校の活動と野老山では活動が活発にありますが、それの手伝いもしており、それなりの成果が出ております。以上です。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4番（武智龍君）分かりました。それで、支援員さんの雇用といたしますか、採用といたしますか、支援員さんの要件に、どういう方が支援員さんになっているのか、その支援員さんの要件についてお尋ねいたします。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）武智議員にお答えします。支援員の要件ですが、総務省のほうから出ていますが、特に地域おこし協力隊のように、過疎地域から来るとか、そういう要件はありません。現在の4名の採用につきましては、集落内で活動できるか、地区内に住んでいる方が望ましいと思ひまして、こちらのほうが選ばせていただいて、区長さん等にお話をさせていただいて採用をしております。今後、もしまだ旧学校区で広げていきたい、明治地区の方には入っておりませんので、その件に関しては区長さんに納得していただける方を選びたいと、こちらは考えております。以上です。

すみません。失礼しました。先ほどの答弁で地域おこし協力隊、過疎地域からと言いましたが、反対です。過疎地域以外からの要件になります。訂正させていただきます。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

- 4 番（武智龍君）私も総務省からの交付金が出るというので、総務省がどういう制度をつくっておられるのか、ちょっと勉強させてもらったんですけども、ちょっと見にくいですか。総務省の資料を見てみると、集落支援員の要件として、地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ、あるいは知見を有した人材、地域の実情によっては地域外の人でも可能というふうに書かれてありまして、今紹介された集落支援員さんを見てみますと、もともと地元に住んでおられた方、つまり何かと言うと、地域の実情に詳しい、あるいは集落対策の推進に関する知見やノウハウを持っているか、個人を指すと非常に失礼になりますんで、個人を指しては言っておりませんが、そういう点ではもともと地元におられた方という方はお1人かなというふうに思います。ここで、本当は本来なら、その地域のために働いてもらうためにこの支援員を配置すると思うので、今言われた区長さんなどにですよね、こういう方を配置する用意があるが、どなたか推薦はいただけませんか、逆に地域からの要望を吸い上げてその方を当てるとというのが一番うまく回っていくと思いますが、課長の話では町がリストアップしたものを区長さんにこの方でいいかというふうに逆に聞いたという話だったんですけども、全員そうですか。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）武智議員にお答えします。私が課長になってからは、2人採用しておりまして、その2人については、こちらからある程度人選をさせていただいて、区長さんに相談させていただきました。その前の2年についても、ちょっと別の課に勤務しているときに、その当時の職員等に聞いた話では、こちらが構えた方を区長さんに紹介した、それで区長さんに了解を得たということで聞いております。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

- 4 番（武智龍君）では、次のことをお聞きたいと思いますが、この支援員の経費というのは、かかる経費というのは、給料というか報酬含めて総務省から1人当たり年間395万円という財源措置、交付金としての財源措置があるようでございますが、数字は変わっているかもしれませんが、これを受けるに当たっての注意事項というのが書かれてありまして、その中に、地方自治体は集落支援員の果たすべき役割、職務内容などを委嘱状や設置要綱等で明確化することと書かれてありますが、それぞれの支援員さんには委嘱書は渡されておりますか、こういうことを明記した。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君）武智議員にお答えします。今、現在、集落支援員につきましては会計年度任用職員という形になっており、その辞令を出しております。

議 長（寺 村 晃 幸 君）武智議員。

4 番（武 智 龍 君）答えになっていないです。身分は会計年度職員ということは分かります、一般職員の正職員じゃないので。最近は臨時職員と言わず、会計年度職員というふうに名前変わったみたいですが、それですが、私は支援員さんは会計年度職員という身分ではあっても、総務省がそういう指示があっているわけですので、設置要綱等も渡したり、説明をしたり、委嘱書にもそれを書いたりして、本人に自覚を促すことをしているかということ聞いたんで、委嘱書は出していないの。

議 長（寺 村 晃 幸 君）大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君）武智議員にお答えします。委嘱書は出しておりません。職務の内容については、集落支援員に就任後、口頭と内容を書いた説明の文書は渡しておりますが、委嘱書という形ではありません。

議 長（寺 村 晃 幸 君）武智議員。

4 番（武 智 龍 君）100人おる正職員、それより何十人もおる会計年度職員に一人一人を何というか、管理というか、するのは難しいかもしれませんが、受けた地域はその人に非常に頼って期待しているわけですよ。支援員さんについて勉強されている方もいると思います、地域によっては。それを雇うてから仕事の内容を言うというのは普通はないです。こういうことをしていただきたいけれども、やっていただけますかというのが普通でしょう。ここはちょっと私は声を荒げたいところです。そこで、この委嘱に当たっては最低必要な報告内容、報告手段、報告回数を定めておき、市町村と十分に連携を図ること、これも総務省の説明にあります、こちらは実行されておりますか。

議 長（寺 村 晃 幸 君）大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君）武智議員にお答えします。集落支援員からは毎月活動日誌を提出していただいて、活動の内容、それから活動に対しての問題点や地域の課題やニーズについて報告をしてもらっています。それは紙ベースで毎月出していただいています。回数につきましては、毎月1回出してもらっていますので、年12回出していただいています。

議 長（寺 村 晃 幸 君）武智議員。

4 番（武 智 龍 君） もう一つ確認しておきたいと思いますが、支援員の役割と活動についてお尋ねをしますが、この総務省の資料の中、つまり交付金を渡すに当たっての条件です。この集落支援員の役割として市町村職員と連携して、集落への目配りとして集落の巡回、状況把握等を実施するとあります。本町には集落支援員設置要綱というのを本町もつくっておりますが、この総務省の指示というか、沿った、その第3条を見てみますと、ちょっと、第3条にはですね、集落の点検内容として、集落の現状をできるだけ細部まで把握するため、町職員とともに集落点検を実施するとありますが、早いところはもう2年以上たっていると思うんですけども、この集落点検は何回実施されたのか、地域別に御説明願います。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 大原企画課長。

企画課長（大原 範朗 君） 武智議員にお答えいたします。集落点検の回数ですが、大桐地区につきましては、毎月必ず数回しております。回数についてちょっと今何回ということはお答えできませんが、回数については毎月何度もやっております。野老山地区につきましても現在道路の清掃関係のことも含めて巡回もしております。大桐地区よりは少ないですが、月1回程度は最低しております。横島地区につきましては、現在集落活動センターの運営支援という業務になっておりますので、集落内の見回り等はしておりませんが、活動センターを通じて、集落内からの声は吸い上げていただいております。以上です。

議 長（寺 村 晃 幸 君） 武智議員。

4 番（武 智 龍 君） こればかりやったら次進まんで、ちょっと飛ばして、では、今お話がありましたが、通告の（2）の質問に移りたいと思いますが、通告では活動上の問題点や課題があるように私は聞いておりますが、課長の今のご説明によりますと、毎月の報告書の中に課題や問題点などを吸い上げていると、毎月と言われていましたが、それを把握していますかという質問を出しておりますけれども、私のところには、1年以上前から複数の方々からいろいろな悩みとか苦情などが入ってきていました。しかしこの制度そのものが本町をはじめその地域にとってもまだ導入したばかりであるため、1年ぐらいは状況を見ないと騒いでもいかんと思って、行政も地域も支援員の皆さんも、私たちも手探り状態でいっているかなと思って聞くだけに今とどめておいた。その人とのやり取りだけにとどめていたんですけども、最近、地元ではどうにも改善しようがないので、議会で聞いてみてほしいという相談を受けたので、今回通告をさせていただいたところであります。具体的なことは、本当に個人攻撃になってはこれは一番いかんことなので、控えますが、また個人攻撃になってはいけないし、地域内で解決すべきこともあるの

で、今回は集落支援員という制度と活用の仕方、つまり役場の対応について焦点を絞って議論をしたいと思います。先ほど何点か確認をさせていただきましたが、担当課として捉えている問題点や課題について、またはその地域とか支援員本人などから、直接、間接届いている問題点、課題、どんなことが上がって来たのか、まずここをお伺いしたいと思います。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）武智議員にお答えします。問題点とか課題ですが、報告書、先ほど活動日誌の中で書いてあることに対しては職員も含めて対応するようにしています。その課題とか問題点がちょっと武智議員が住民の方から聞いているものと、同じかどうか分からないんですが、こちらには現在ですね、地区との問題点というものは幾つか上がってきておりますが、支援員本人の問題点というのは現在はありません。過去にですね、何点かありまして、それは職員も一緒に解決はしましたが、武智議員がおっしゃる問題と同一かどうかはちょっと分からないので、お答えできません。（「内容を言って。」の声あり）内容ですが、多いのがですね、やはり地区内の問題が幾つか上がってきております。そこについては地区の高齢化に伴う問題点にどう対応するか、そういうことも上がってきております。それから集落活動センターのほうの問題点につきましても集落内の運営母体であるところとどういうふうに順調にこなしていくかとかという問題も聞いております。以上です。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4番（武智龍君）それは具体的なことはこの正場では言うてはいけないこともそれはあると思うので、こういうジャンルのことだとかいう表現でもうちょっと詳しく聞きたかったんですけども、絞ったので、今回あえて聞きませんが、突っ込みませんが、その問題を解決するに当たって、3番目の通告に移りたいと思いますが、この問題点、また解決に対する取り組みをお伺いしたいと思いますけれども、その問題点や課題をどのように解決または改善されたのか、内容によってはですよ、地区内の高齢化の問題が上がってきていますと言われてはいますが、この集落支援員そのものの役割は地区内の問題を解決するためのアドバイザーであったり、コーディネーターであったりするのが本来の役割でしょう。だったら、例えばですよ、集落センターの役割にすると、運営委員の役割がちゃんと8つ、あそこは、6つか7つ、8つか7つの集落を対象にしていますので、そこから役員さんが選ばれて、役員会というのがあるじゃないですか、会長さんから始まって。その中でこういう話が地域の方からいただいたが、どうしましょうかと、話合いのコーディネーターをすべきでしょう。そこに地区内で解決できる問題、地区外、町の支援を得ないかん問題については、地域の方もこれは我々では処理できんから、役場の力も借りたい、例えばお金が出んろうとかというよう

なことがあると思うんですけれども、センターの場合は、その活動費も含まれているわけですので、ほぼ地域内で処理できることが多いと思いますけれども、このセンターに限らず、ほかのところにも出てきているところが報告があるというので、こういう問題が出たときは、こういう人たちとこういうふうにして解決しましたとか、解決できていないのは、今後こういうふうにしていく段取りですとか、そういうような説明をしていただきたいですが、よろしくをお願いします。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）武智議員にお答えします。解決、対面の関係のこういう問題が出たらこういうことをどう解決したかということですが、具体的に問題を上げますと、幾つかありますが、多くはですね、集落支援員から出てきて、内容に応じて職員が地域に入って、現状の確認や関係者からの聞き取り調査などを行い、問題点や課題がどこにあるかを分析した上で集落支援員とともに考えて課題解決に向けて取り組んでいます。先ほど、お話ししました広報の配布の問題、地区の問題とか、そういうところも職員が入っておりますし、今ですと、野老山の支援員からも出てきております活動報告の中で、猿が出ているという問題がありましたら、産業課長にもお伝えして対応をこれから考えていただけたらと思っております。細かいことについては、基本集落支援員と職員で対応をさせていただいています。あとですね、集落活動センターの話も出ましたが、集落活動センターの中での問題につきましても、まず、運営をしているところと職員が出向いて話も聞いており、また県の仁淀川地域本部の総括にも出ていただいて、話を聞いて問題を解決した過去もあります。そういうふうにはですね、できるだけ職員も一緒に考えて、レベルに応じて支援員で対応できるところ、支援員と職員で対応できるところ、県と一緒にいただいて問題を解決しているというふうに対応はさせていただいております。以上です。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4 番（武智龍君）あと11分。ちょっと、捉え方のボタンの掛け違ったまま進んでいるようなところがあるんですけれども、ニュアンスとして。集落活動センターというのは地域が今までは何というか、住民自治をやってきた地域が住民自治がなかなかできにくくなったので、小学校区ぐらい広い範囲で皆さんが協力して、住民自治を進めてくださいと。それが進めるに当たって、人手が要るだろうから支援員とかいうような制度を使って、人的措置というか支援もしますというのがもともとの大枠でしょう。地域の活動を支援員と役場が引き受けてやったらこれは住民自治が反対になっていくわけですよ。住民自治を育てる仕方のほうへ向けていかんと、役場の職員もそこまでやってくれと思いますが、今の

話を聞くと、地域のことを支援員を通じて役場が引き受けて解決しゆうみみたいな感じになるので、ちょっとここは考えが違うかなと、補足があればしてもらってもいいですけども。

そこで、本題に入りたいと思うんです、3つ目の。私の手元に届いている内容について、重要と思われること、幾つか御紹介をして、後の議論に移りたいと思いますが、ある地域では、地元の方が支援員さんに、あること、非常に抽象的で申し訳ないですけども、あることを相談に行ったところ、大変機嫌悪く、忙しいのでそれはできませんと言われた。また別の人が別件で行くと、それは役場に言ってくださいと言われたので、もう用事にならんと。言うたら期待外れやという話が来ております。通常は、地域内のそういう相談があったら、分かりました。役員会で相談してみましょと、こういうふうな対応をするとこれが住民自治につながっていくだろうと思うんですけども、また住民の方も話に行きやすいですけども、支援員を置いてくれた意味があるが、期待外れの対応をされたので、そこに行くのが嫌になり、あのとき以来、私は行ってないということでございます。別のある地域の人達からは、あるときに支援員さんの呼びかけで、話し合いをしたいので、集まってほしいというので、行ってみたら、地域からお願いをしていない役場の職員や県の職員、あるいはまた別の日には町外から知らない人が来ていて、地元の人たちから出たことではない内容の話をされたが、帰るのも悪いので、終わるまで黙って聞いていた。なにしにに來られたのか、非常に不信感も感じた。地域の人間関係が壊れるのが心配だと、こういう話が、これは私に入って来たんです。

今回の質問で、なぜ先に支援員と行政の役割や活動内容を確認したかという、基本となるものはあるかどうかを確認していないと、私自身の思いつきで発言はすべきではないと思ったからです。でも、幾ら総務省のマニュアルや町の設置要綱で決め事が明示されていたとしても、支援員さんも生身の人間ですから、ぬかりもあれば、間違いもあると思います。そういうときに、こうした決め事に照らして、行政の立場から助言してあげたり、または支援員さん自身が自己チェックをかけて改善していくことは重要であろうと思います。集落支援員さんが活動してくれることによって、その地域がよくならなければならないのに、地域に出向いてきてくれない。今まであった地域活動が停滞した。あるいは人間関係が悪くなった。あの地域のようにはなりたくない、私のところにはこのような話が来ております。これは批判ではなく、事実です。中には地域内で解決すべき問題や課題も聞きますけれども、それは地域内でやったらいいじゃないですかということを私も申し上げます。地域の人に關わるようなことを議会で取り上げることはできませんので、今回は行政が直接關わる集落支援員制度と活動上の問題点を御提案させていただいておりますが、決して批判をしているのではなく、事実を御報告しているわけです。100人以上いる町職員の中には何らかの情報を見聞き

している人もいるかもしれませんが、担当課長のところに今、私のところに来たような話がもし、情報がですよ、届いていなかったり、あるいは相談がないというならば、これはそのこと自体が風通しが悪いといえますか、よくないということ自体が問題であり、課題かもしれません。このことについて、今後、どういうふうにされるのか、今までの課長の処理の仕方も含めて課長から御意見をお伺いします。

議長（寺村晃幸君）大原企画課長。

企画課長（大原範朗君）武智議員にお答えします。まず、先ほどの答弁の中のところで、町の職員、それから県の職員に行ってもらったというのはあくまでその地区で問題を解決するためのアドバイザー的というか、相談役になるためであって、行政が解決するということではなかったもので、ちょっと私のほうも答弁が少なかったのがいけなかったと思います。そういう意図の答弁でした。

先ほど、武智議員から言われました、地元から忙しいのでとか、役場に言ってということの報告は私のほうは受けていなかったのですが、もしそういう対応がありましたらおわびしたいと思います。集落支援員ももちろん公務員になりますので、やはり住民のための仕事をしないといけないと思っております。事情がはっきり分からないので、何とも言えませんが、やはりどんなに忙しくても、そういう対応はいけないというのは思っております。我々が集落支援員に入ってもらっている地区は、もちろん集落支援員が入ったことによってよくなるかといけないというふうには十分に思っております。武智議員の言われたことも十分に加味しまして、今後、できるだけ全ての問題に対応できるように体制も整えて、職員も一緒に、集落支援員とともに、集落がどうなったらよくなるかを考えていきたいと思っております。また、ちょっと横島の集落活動センターの話も出ましたが、集落活動センターができて2年近くになってきます。様々な問題も浮き彫りになっておりますので、できるだけ早く対応をしていきたいと考えております。以上です。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4番（武智龍君）非常に抽象的な言い方、表現しかできないので、お互いに何となく奥歯に物が挟まったというか、いうところもあると思いますが、なかなかこの正場では言いにくいし、休憩にしても言ったことは取消しが効かん。国会議員みたいに取消しできないと思うので、言わないことに、休憩しようかなと思ったんですけれども、言いません。具体的なことはまた個別に聞いていただければいいと思います。

私、あと一つだけ付け加えというかお願いしておきたいんですけれども、県の担当か何か、中山間対策課にもちょっとお尋ねしたんですけれども、県としては、県内にたくさんおられる支援員さんについても非常に現場で困っておられる方が多いと思うので、研修会のようなことをし

てくれませんか。体験発表したり、悩みを交換したりというふうなことをお願いして、年に1回はやっておりますと言いましたけれども、町内にも4人もおればですね、先ほどどこかでも出てきたように、どこか先進事例の人を講師に呼んできたり、支援員同士が交換をして、本当にあるべき姿というものをお互いが、中学校の中ではチームティーチングというのをやっています。お互いがいろいろなことを提案し合う、あるいは指摘し合うというようなことをして磨き上げをしていかないと、はっきり言って、集落センターのところではもう住民間に壁ができていたと言われました。もう立ち直りできませんと、今のままでいったら。それぐらい2年間でもう何かあるらしいです。私は何かその中へ手を突っ込む気がありませんので、聞いたことを報告しておきますけれども、今後、いい方向に進むようによろしくお願いします。お昼になりましたけれども。

議長（寺村晃幸君）ただいま、武智議員の一般質問の途中ですが、この際お諮りします。ただいまから、午後1時30分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）それでは、1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時30分

議長（寺村晃幸君）再開します。

午前に引き続き、4番、武智龍議員の一般質問を許します。

4番（武智龍君）それでは、通告3番目のヤングケアラーについて、課長にお尋ねしたいと思います。まず、1つ目ですけれども、町内のヤングケアラーの現状についてであります。恥ずかしい話、この言葉を知ったのは今年の5月18日の新聞記事でございまして、言葉自体も新しいので、ヤングケアラーとはどういうことかも簡単に付け加えていただければ、ありがたいと思います。また、私が知る範囲では18歳以下の子どもが対象となっているようですので、教育現場を含めた連携や協力が必要になってくると思います。通告書では質問の相手欄に関係課長と書くつもりが担当課長となってしまいました。状況によっては他の議員の答弁に差し支えない範囲で、お構いなければ教育委員会からお話いただければと思いますので、よろしくお願いします。それでは、町内のヤングケアラーの現状について、お伺いをいたします。よ

ろしくお願いします。

議長（寺村晃幸君）國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞満君）武智議員に御答弁申し上げます。まず、法令上の定義はありませんが、一般的に親から受ける虐待行為や暴力的な支配関係によって、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話を日常的に行っている、もっと言いますと、やらされている18歳未満の子どものことをヤングケアラーと言います。具体的には、家事や年齢の離れた兄弟の育児、それからおじいさん、おばあさんの介護など、本来は親が子どもの感情面のサポートを行うことが一般的であります。それが逆転して子どもが親の感情面のサポートを行うなど、精神疾患とか依存症とか、そういった場合もありまして、多様な現状が浮かび上がってきています。越知町の現状は、教育委員会にも確認をしていますが、ヤングケアラーと呼ばれるような事情で学校を休んだり、遅刻、早退を繰り返したり、家庭で宿題ができずに提出ができないといった、そういった子どもはいないと聞いています。子ども家庭相談担当部署である保健福祉課と保育園、小学校、中学校で定期的な情報交換の場を持ち、スクールソーシャルワーカーとも定期的に連絡を取って、気になる子どもがいれば、その都度対応する仕組みをつくっています。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4番（武智龍君）教育委員会と連絡しながらやっている、それからそういう連携が取りやすい仕組みも、既にもともとのヤングケアラーだけじゃなくて、ほかの内容でそういう連携のチームが出来上がっている、新たな課題ができて越知町の場合は対処がしやすいかなというふうに思いますが。教育現場の中には、新聞等によったりすると、何とかいいですか、なかなかその先生側から見たら目に見えない、それから本人もそういうことを口に出さない、なかなか悩みを打ち明けてくれないという事情があるわけで、担任であっても分かりにくいということですが、たまたまですね、ほかのことで、熱を出したり、けがさせて、保健室なんかへ行くと、保健室の担当の先生がそれを気づいていたと、気づいたけれども、なかなかその家庭生活のことに入り込んで先生がどうケアをしたらええか分からん状態があって、現場としても非常に困った例があるというふうなことを聞きました。教育委員会の方には通告をしていないので、現状について既に分かっていること、現状についてなら、お聞きをしてもそれほど考えて答弁をせないかんというようなこともないかと思いますが、学校の関係、現場と学校、保育園、幼稚園、そういうような現場で何かお気づきの点、これに関わることで補足があれば、お伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（寺村晃幸君）織田教育長。

教育長（織田 誠 君）武智議員にお答えします。議員のおっしゃられるように、こういったケース、なかなか児童生徒本人からそういった相談というのは頻繁にあるものではないと思います。現状、学校がそういった気になる児童生徒をどういうふうに福祉部門につなげていくかというところで、ちょっと今の現状について御答弁させていただきます。日頃から欠席とか遅刻、早退、それから忘れ物が多くなったり、宿題がぬかりが多くなったり、それから急激に学力が低下したりとか、服装の乱れとか、部活動を休むことが多くなる、中学校の場合ですが、部活動を休むことが多くなったり、そういった日常、今までできていたことができない状態になってきたことがあるというようなことで、教職員等が気づいた場合はまずスクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカーのほうに話をつなげております。それで、そのスクールカウンセラーやソーシャルスクールワーカーが児童生徒本人とまず面談をしております。それによって保護者との面談が必要な場合や家庭訪問を行う場合、それから校内で支援会というものを中学校は月1回、小学校はそういったケースがあった、その都度実施をしております。そこには校長、教頭、生徒指導担当、担任、養護教諭、それからスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから町の要対協、越知町要保護児童対策地域協議会の保健師、それから町からの教育相談員など、そういった方がケースに応じて集まってそうしたことを議論しております。それで必要なら要対協の方のケースとして取り上げてもらうとか、それで要対協の方から場合によっては児童相談所とか、そういったところに繋げるような仕組みを取っております。保育園、幼稚園についてもソーシャルスクールワーカーが小中学校ほどの回数ではございませんが、現状入って、保護者それから職員等からそういった気になる子どもの情報を聞いて、それで必要ならそういった家庭と面談をするようにして、そういった発見に努めるようにはしております。以上でございます。

議長（寺村 晃 幸 君）武智龍議員。

4 番（武智 龍 君）ありがとうございます。現状を知ることが大事なわけですけども、次の通告にあります調査というものについてお伺いしたいと思いますが、これまで例えば全員協議会等でもですね、こういうことについて、ヤングケアラーの実態について調査をしたというような報告は受けていないので、今回の2つ目の質問の調査はいつどのように行ったかと、また行うのかというあいまいな表現になってしまいましたが、政府はですね、今後支援策を今夏に策定する骨太の方針を反映を目指しているというふうな報道が出ておりまして、ヤングケアラーは非常に潜在化しやすいために、都道府県や政令都市には実態調査を求めていくと、こういうふうに書かれておりました。

私も感覚的にですね、ざっと言うと対象者がおりまして、最近この情報を知ってから町内の知り合いの方に電話で問い合わせしてみると、その

御家庭では今19歳になった上の端の子どもが高校生のときに、18歳までですから、高校生のときに家計を助けてもらうためにアルバイトをしてもらっていたと。アルバイトは現在も、19歳になってからも一緒に住んでいるので、家計を助けてもらっていますが、というようなお話をお伺いしましたが、私が電話をするまで、この手の話は今まで他人の方にお話ししたことはございませんと、まさに非常に見つけにくい状態というか、ケアラーの活動がそういうふうに変化しているということが非常に分かりました。

あまり至れり尽くせりにするのも、少々の下の子の面倒、親の面倒を見るというのは教育的効果もあるわけで、相手が欲しがってもしないのに、手を差し伸べる必要はないと思うし、してはいけないかもしれませんが、国からの調査要請は市町村にはないにしても、町内にも、先ほどの私の事例のように、何人かおられるのではないかなというふうな気がいたします。今日の教育長の今要対協の話が出ましたけれども、要対協の中では非常に秘密事項が多いわけですが、非常に大事なその人の将来の人格形成や人生まで左右する奥深い問題を取り扱っている協議会もあるわけですが、神経を使う問題ではあるかと思いますが、今後調査をされる予定や考えがあるのか、これは担当課長にお伺いしたいと思います。

議長（寺村晃幸君） 國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞満君） 武智議員に御答弁申し上げます。令和3年4月12日に公表された実態調査は初めての全国調査であり、厚生労働省と文部科学省で行われました。本町独自の調査は行っておりません。また、今後もすぐに調査を行うという予定はありません。既存の組織や体制で早期発見に努めたいと考えています。調査を行うとしましたら、国から調査に関する指針等が示されてからになると考えています。以上でございます。

議長（寺村晃幸君） 武智議員。

4番（武智龍君） 現在のところ、それが調査したことはないけれども、こういう話しは見聞きしているし、それに対しては対応もしているが、その状況からすると、もうちょっとおるかもしれんというような感触を感じるというのであれば、ぜひそういう行動をしていただきたいですけれども、それはお2人とも、教育長も課長も言われたように、非常にこの越知町は学校現場にしろ、それから行政の各種機関、あるいは団体役員等との連携というのが結構密に行われていて、事が起こったときはすぐに連絡調整ができる状態ができているので、そこで抜かすことなくというところが一番ポイントになると思いますが、潜在化しやすいところに神経を注いでいただいて、今後の支援をしていただきたいと思います。

います。

最後に3つ目の通告に、具体的に支援策というものについて通告をさせていただいておりますけれども、本町では実態がないものを、どんな支援をするかというところは聞くのは無駄ですけれども、国としての対応として、こういうことが起こった場合、あるいは発見された場合にはこういうことが予定されているということで、それをお聞きし、またはその中で市町村の現場と国や県の役割もあると思うので、その辺、今国の中で分かっている支援策というものがあれば、お聞きしておきたいと思います。

議長（寺村晃幸君）國貞保健福祉課長。

保健福祉課長（國貞満君）武智議員に御答弁申し上げます。ヤングケアラーを含め、複雑化、潜在化する様々な問題に切れ目なく対応するために、平成30年10月に機構改革を行いました。先ほど武智議員からも御理解をいただいておりますが、保健福祉課に子育て世代包括支援センター、子ども家庭相談担当部署、要保護児童対策地域協議会、調整機関、障害児・障害者の支援、高齢者を支援する地域包括支援センターなど、子どもから障害児、障害者、高齢者まで幅広く相談に応じる総合相談体制をしいています。先ほどの全国調査では、家族構成までは把握できても、子どもから大人まで家族全体の支援までは考えられないといった問題が浮かび上がっています。過疎と言えども暗くなりますが、子どもから大人まで顔の見える小さな町であることを強みと考えて、役場内、小学校、中学校、場合によっては、佐川警察署や中央児童相談所などの組織を横断して子どもを中心に家族全体を支援していきたいと考えています。それぞれの問題は個別ケース対応となりますので、御質問の具体的な支援策というものはなかなかお示しできませんが、御理解をいただきたいと思います。また、政府方針としてヤングケアラーの家庭に家事や子育てを支援する制度が法制化される予定であるとのことですので、そういった子どもの支援施策を活用しながらの支援になると考えています。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4番（武智龍君）今、実態も初めて明らかになった段階ですので、その状況を見ながら、支援策も国においても検討されていることだろうと思うんですけれども、支援と言いますと、弱いものに手を差し伸べるというニュアンスがありますけれども、私だと、先ほどちょっと言うた教育的効果もあるし、人間形成の中でも、いわゆる家族の中で、あるいは地域の中で助け合うていくという、これはもう自然に今まで行われてきたことで、むしろ私の経験からも、私中学校のときに、日ノ浦から明治中学校行く間の真ん中辺に1反ぐらいの田んぼがあって、今頃になるとそ

の田んぼの小屋に朝、学校へ出がけに親から今日、着替えを持っていきようから早う持ってこいと言われて、クラブ活動は一回もやったことがない、その時期。できずに帰ってきてその田んぼをやって、牛の草を刈って帰ると、それでおじいちゃんと、家庭介護をしていたので、私、牛に餌をやったりとか、風呂を沸かしたりとかいうことをしたので、非常にあの頃、今何というか、そんな話は今初めてするんですけれども、何といたしますか、貴重な体験をしたと思っております。祖母からおまえは長男やから家族を助けろと、こういうことを小学校の高学年の頃からずっとと言われて、今に至っている、人間形成もできていると思っておりますが、先ほどの家族のように、私が例に話した家族のように、人にはなかなか言いたくないとか、恥ずかしいとか、言えなかったという面は確かにあります。

私ちょっと最後に提案なんですけれども、支援のやり方の一つとして、これは制度的な支援ではないかもしれないんですが、例えば保健福祉大会とかあるじゃないですか、そういうときに頑張りゆう子どもたちを表彰したり、体験発表をさせたりして、何というか、たたえていく。これも一つの支援の在り方じゃないかと思うので、そういう方を見つけたときは、一概に何というか、ホームヘルパーを派遣をして支援をするというだけじゃなくて、そういう支援の仕方もあるんじゃないか、もし、強い人を育てていくという点では、支援であろうかと思うので、また御検討いただいたらと思います。

それでは、最後の圃場整備の推進について、4点ほどお尋ねをいたします。まず1つ目ですが、年々増加する耕作放棄地問題を解決して、不足している農業の担い手を確保するためには圃場整備の推進が最大の課題と思うが、取り組む考えはないですかということ、これは町長にお伺いしたいと思うんですけれども、この内容に関連した議論は令和2年の12月と令和3年3月定例会でも行い、田村産業課長も私同様に本町の農業振興には圃場整備が不可欠ですと、こういうような認識を示していただきました。当然、町長も同じ考えであろうと受け止めておりますが、その圃場整備推進に対し、今後どう取り組んでいくのかについて、最初に町長の考えをお聞きしておきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

議 長 (寺 村 晃 幸 君) 小田町長。

町 長 (小 田 保 行 君) 武智議員にお答えいたします。圃場整備、これまでも議員のほうからの御質問があつてですね、1番は実際の農業経営者の皆さんがどのようにしたいのかということが、私は一番大きな鍵を握っておると思っております。圃場整備をする際にですね、耕作をしている期間がなくなることへの不安感というものがこれまでも度々取り上げられてきました。やはり、現実的に農家の高齢化が進んでおります。その中

であっても再度要望をお聞きするということが大変重要だと思っております。それと、農業委員あるいは区長さん、そういった方たちとも協議をする必要があろうかと思っております。それと、役場の中で言いますと、産業課、そしてハード事業になりますと、建設課が担当するようになるわけですが、そういった内部の連携も密にしていきたいと考えております。担当課には地域に出向いて要望調査をするなど、さらに具体的な方法を地域とともに共有するということがまた改めてしたいと考えております。以上です。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4番（武智龍君）後でお聞きしようと思いついた今後の体制のところまでもお話があったわけですが、町長からはこのことは絶対必要やから、やろうと思っているとかというような話を聞いたかったわけですが、その辺はどうですか。聞いてからでないと、分からんということですか。

議長（寺村晃幸君）小休します。

休憩 午後 1時 54分

再開 午前 1時 55分

議長（寺村晃幸君）再開します。

4番（武智龍君）2つ目の質問に移りたいと思います。2つ目の通告では、農水省は令和4年度から農地集約プランを市町村に義務化するというように動いているが、対応するための準備はしているかということ、産業課長にお伺いしたいと思います。新聞などによると、農水省は後継者不足で荒れる農地の増加に歯止めがかからない中、法制化で大規模集約を促し、農家や農業法人の経営基盤を強化するため、令和3年の年末までに令和4年度から農地集約プランを市町村に義務化する具体策を取りまとめて、来年の通常国会に農業経営基盤強化促進法の改正案の提出を目指しているというふうに報道されております。その中には、交付金削減などのペナルティー導入を検討されているということであり、まだ国でも年内に取りまとめるということを表明したばかりですので、詳細はつかめていないかもしれませんが、義務化された場合にどのように取り組むのか、農業法人のことも法の中にありますので、越知町には農業法人が1社か、2社ぐらいはありますけれども、この圃場整備

に関するところはまだつくる余地もあろうかと思いますが、この農業法人の設立なども含めて準備状況をお伺いしたいと思います。また、併せて農地集約プランに係る現行制度の中で本町はどのように取り組み、どのような実績を得ているのか、これまでの取組方の反省点についても点検しておく必要があるかと思いますが、この点についても分かる範囲でお伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）武智議員に御答弁申し上げます。議員の言われる農地集約プランにつきまして、まだ私のほうでも詳細についてはまだ詳しくは聞いておりませんので、内容等について御説明というのは今回のほうではちょっと避けさせていただきたいと思います。また、農地の集約に向けての取組でございますが、越知町のほうでは、人・農地プランの実質化について進めてまいりたいというふうに思っております。農地につきまして地域での話し合いを行いまして、担い手に農地の集積、集約化を進めるというのが人・農地プランという形になっております。その地域のほうで話し合っただきまして、それを基礎のデータとしまして、今後の農地集約プランに向けて取り組んでいきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4番（武智龍君）課長、併せてというところから先の現行制度でこの人・農地プランやって、2千何年か、5年ぐらい前からやっておられると思うんですけども、その結果、その制度を使って、あるいは乗せてとか、本町がやった取り組んだ結果、どのような成果というか、を見たかというところもお聞きしておきたいわけですが、ありませんか。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）武智議員に御答弁申し上げます。人・農地プランですが、人・農地プランにつきましては、平成24年から越知町でも実施されております。今回、人・農地プランにつきまして、全国挙げて人・農地プランの実質化に取り組むということになっております。この実質化というのは、現在、9割以上の市町村において、人・農地プランというのは作成されておりますが、プランの中には農地の出し手が記載されていないものなどが半数を占める、地域での話し合いに基づくものができていないというふうな現状でございます。そちらにつきまして、地域での話し合いを今年度等に行いまして、ちゃんと実質化されたまづプランをつくるという形に進めてまいりたいというふうな状況でございます。以上です。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4番（武智龍君）なかなか、人・農地プランという文言の理解し難い、非常に何というか消化不良に終わるし、実質化というふうに言われても具体性がイメージできにくいので、これ以上聞いてもなかなか空回りするんじゃないかというふうに思いますが、本町としてはそれによって、こういう成果というものが今見えていないというふうに理解してよろしいんですか、成果を聞いたんですけれども。

では、6つ目の通告でございます。町内で一番まとまった水田のある文徳のことですけれども、文徳も狭地が細切れで、年々耕作放棄地が増えております。圃場整備推進について関係者との話し合いは行っているか、このことについても課長にお伺いしたいと思いますが、町内で優良農地がまとまっている地域と言えば、今成、柴尾、女川、文徳、この辺りではないかな、この4地域ではないかというふうに考えられますけれども、29町歩ぐらいある今成は狭地は細切れですけれども、それにもかかわらず、これは畑作地帯で非常に生産性が高く、後継者にも恵まれていて、今後も現状で推移していくのじゃないかというふうに思います。またなぜかと言いますと、もう一つの理由は、年に同じ畑で2回とか3回とか作物を作る。回転が早いので、なかなか一斉に圃場整備に係るということがこれがなかなかネックになってきたわけですので、それを差し引いても今の現状で高収入を得ているというのが現状だろうと思います。それから、稲作が盛んな柴尾とか、稲作が中心だったんですけれども、耕作放棄地が増えている女川というのは、これは多くの農地が水没するということもあって、代々専業農家というより兼業農家が続けていると思います。

一方、文徳は地目は水田がほとんどですが、水没しない場所もあるわけで、そういうところでは畑作も行われていたり、それから中には昔は非常に文徳島というあこがれの地であって、大桐地区など、文徳地区以外からの出作者、所有して、借りた人もおるろうけれども、所有して作る出作者も多くて、ここは約20町歩だと聞いておりますが、この農地に所有者は80人以上おられる。休日に親の手伝いをしている人を除く65歳以下の耕作者は今1人だそうです、この中で。ここから、先に聞いたことの意味は、町長の言われたことに対して、現実の話は私も農家の一員として実感しておりますので、代表ではないですが、これは代弁していきたいと思います。

関係者の方、あそこの水利組合というのがあるんですけれども、そこの文徳の関係者によりますと、あぜなどで区切られた狭地が400区画以上あるんじゃないかと、役員さんがこう言っております。とも言われており、1狭地当たりの面積を単純に平均すると5畝、5アール、これになってしまいます。非常に細切れでございます。最近、そこが高齢化と後継者の不在によって急に耕作放棄地が増えて私自身にも作ってくれ

んか、作ってくれる人を探してくれんかという相談が来るなど、今が持ち主が耕作者探しに奔走されております。狭地が細切れで効率が悪く、機械の大型化も進まないため、現在受け手となっている農家も今以上に耕作面積を増やすことが困難であって、新たな耕作者もいないため、所有者だけでなく、関係者全員が困っている状況にあります。せっかくですから、ちょっとこれを見ていただいたらと思うんですけども。これは、2021年の月は書いておりませんが、2021年に前任者のところに航空写真がたまたまあったんですけども、これが文徳地区の上空から見た全景です。ちょっと文徳の中心辺りをアップしましたらこれですけども、こういう非常に狭い、一つの切れが狭いので、大型のトラクター使える人は何人もおらんです。しかもあそこの赤い線で囲んでいるところは現在の耕作放棄地です。これは高齢化によってもうよう作らんから、中には自分の子どもの代になってしもうて、所有者が、自分の水田がどこにあるか知らない人がいるそうです。誰か、その隣の人が誰か誰かとずっと探していきよった、本人にもう聞いたんですけども、うちは知らんというて、いろいろな人に聞いていきよったら、やはりその人のやと、それはうちのか、知らなかったと、こういうふうな状態が今起こっているということです。高齢化というのは10年以上前から予測されていたので、これまでも町や県が入って圃場整備のお話があったと聞いておりますが、具体的にどのような話をしてこられたのか、今後どのようにしていきたいと、町として考えているのか、お伺いしたいと思います。町長は先ほどその逆で、農家の人が、持ち主がどうしたいのかということを知らん限りはどうすることもできんという話でしたけれども、どうも私は今やこれは社会問題じゃないかなというふうに捉えているので、今回の質問は役場の担当課としてどう思っているか、お伺いしたいと思います。具体的にどのような話をしてこられたかということを含めてお願いします。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）武智議員に御答弁申し上げます。武智議員もおっしゃられたとおり、今までも柴尾、女川、文徳などにつきましては何度か圃場整備のお話というのは出たことがあるというふうに聞いております。工事を始めた場合、最低でも3年以上工期がかかり、その間の農地からの収穫などが無いこと、また全員の了承が必要なこと、また整備後の換地問題、どこを自分の農地とするのかとか、そんな話合いが進まないことなどによりまして何度か立ち消えているというふうな話を聞いております。近年におきまして、文徳におきましても農地中間管理機構を利用した集積による負担額のない形での圃場整備のお話が一度ありましたけれども、事業説明を県の方も来ていただいて、事業説明する中でちょっとまた立ち消えというふうな状況になっているというふうな、昨今の状況でございます。以上です。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

- 4 番（武智龍君）私が聞いたというか、知り得た以上の話が出てこなかったの、課長もそこに実際、自分自身は出くわしていないと、そういうことかなと思いますが、こういう行政というのは、連続性ということが非常に重要になってきて、前任者であっても、そこに出席したらどういことを話されたということは記録は残っていると思うんですけども、そういうのを既に担当になった瞬間というか、すぐにそういうことは調べて、それに対してこれからどうしていかないかとかというふうなことも考えられて、この数年間課長をやってきたと思うんですが、具体的にこういう問題があると。これを解決せん限りはその次へ進めんとか、そこで出てきた問題点、あるいは解決を一つずつしていかんといかん、まず一つ目はこれだとかいうふうな課題と、こういうようなものを整理したものはないですか。それがないと次の話へ進めん。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）武智議員に御答弁申し上げます。問題点を整理したもの、書類というものはございませんが、私自身が一番必要であるというふうに思っているのは、地域の方との話合い、協議、座談会等でも構いませんが、徹底した話合いが一番必要であるというふうに思っております。以上です。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

- 4 番（武智龍君）もうちょっと現状を報告しておきます。これ以上やっても話が進まないので、ちょっとここから原稿なしの生本番みたいになりますけれども、私はここの人たちと非常に、いろいろな人たちと持ち主、耕作者とも話す機会があるんです。徹底した話も個人的にはかなりしているんですけども、もう既に今、課長が想像されているような、集まってもらって徹底した話をする、意向を聞くと、そこで発言をすると、こういう状態ではもうないです。持ち主はもう超高齢化しています。今、実際あそこでトラクター入れて、田植機でやっている人でももう今年がようようとか、こんな状態、隣がやっているからもうやるしかない、隣に迷惑をかけたらいかんからやるしかない、こういう状態なんです。ですから、あそこを、例えば文徳、私の場合文徳の例言いますけれども、文徳をもし健全な状態で存続させようと思うなら、個人の農家の方に後はやってくれませんか、人を集めてやってくれませんか。もう絶対通じませんので、ここもうは先ほどちょっと町長の話にあった、僕も言うたように、法人化をしてやるということが大事やと。そこで考えられるのが、先ほど課長にも実績があったというのを聞いたんですけども、集落営農という方式があると思うんですけども、これは佐川でも4つぐらい団体があって、一つから聞いたんですが、3人で3

町歩を管理しているんですけれども、年間40万円の赤字やそうです。水田だけであつたら、つまり収入が上がらんわけです、米作りは。それでも隣に迷惑かけたらいかんから何とかしてやっているというふうに聞きました。そこは佐川の例では持ち主もいて手伝いますけれども、実際に機械を使うのはオペレーターを雇って賃金を払ってやっている、これで回しているということなんですけれども、米だけのために文徳を整備してもやり手はおらんと思います。そこで私が先ほどちょっとニュアンス的に提案をお話しさせていただいたのは、水没しない、高いところがあるわけです。ここで全員が株主になるか何かして、こちらから行政から、あるいは行政に代わる人から、この行政に代わる人のことを具体的に言うたら、例えば集落支援員さんとかいうような制度を使って2、3年入ってもらったらいいかなと思うんですけれども、水没しないところと水没をするので、もう米しか作れんところを分けた整備をするということも考えられるんじゃないかなと。2回目のときに、県の担当者が行って座談会をしたときとか、話をしたときの提案は20町歩を1切れ5町歩にして、4区画で管理したらどうかという提案がされたらしいけれども、そうやってやったらいいねというモチベーションがないところへそんな話を持って行ったので、却下はされんけれどもよその話、人ごとみたいになって結局は何とか、立ち消えみたいになっているということなんですけれども、こうやってやると、将来子や孫やひ孫になってもここはずっとあるというような夢のモチベーションづくりから入ると。そこが集落支援員で言うコーディネーターであつたり、アドバイザーであつたりというふうになると思いますが、そういうふうなことを構想を持って話さない、課長想像しているようなことはもう無理です、ほかの地域は私が話していないから分かりませんが。

そこで、今後どのような体制で取られるのかという通告もしておりますので、これは課長と町長にお伺いをしたいと思いますが、先ほど、御紹介をした4地区の中では文徳地区の農地所有者からお話をする機会が多いわけです。関係者の方からは近い将来には県外に出ている後継者を交えて話をしなければならなくなるので、ますます話合いは難しくなると思う。だから、今のうちに何とかしておきたいという声を聞かれます。これは組合長も副組合長もそういうふうに言っています。私はこのことに非常に危機感を感じます。なぜなら、県道18号の例があります。県道18号の改良区間で道端というところがあるやない、南片岡、その改良区間の中に県外におられる土地の所有者がおられるわけですが、その方に話に行った、あるいは聞いた人から、私には関係ないから放っておいてと、こう言われて、もう結局は改良の話は進まなくなつて、今中断しているという話をお聞きしました。その後はどう展開になったか分かりませんが、同様のことが文徳でも起こるのじゃないか。私は非農家の人も話をしますけれども、目の前のあのきれいなところがやぶになったら大変と、これは女川の一部、桑の木がもうチェーンソ

一で切らな切れんぐらいの大きくなったところがあるじゃないですか。あんなになりたくないというのがあって、何とか今回だけでも質問するんやったら、町にも腰を上げてもらうてやと、こういうような話もお聞きしております。

この最後の設問には、今お話した文徳など地域別の取り組みと、町全体として、この町の農業をどうしていくかという2つに分けて考え、体制をつくらないかと思うんですけども、課長には先ほどの国の法改正のことも踏まえて、地域の体制を今後どのように構築して取り組んでいきたいかというところをお伺いしたいと思います。まず、それをお伺いしてから、後で町長にもお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村幸三君）武智議員に御答弁申し上げます。文徳でのお話が出ておりましたので、文徳の圃場整備について一度話合いはできておりませんが、農家の方に圃場整備についてどう思うかというのをまず口頭ですが、聞き取りを行ったことがございます。そのときに、このまま放置しておく、耕作者が減っていく中で、ますます田畑の買い手もいなくなるから、圃場整備は必要であるというふうに言っておられました。またほかにも、ほかの地区では、自分たちの代では無理だが、次の代では必要と思うという方もいらっしゃいました。今後の農業について、地域での話合いの必要性を改めて感じております。今後の地域での農業についての話し合いを進めていくわけですが、耕作放棄地対策、担い手対策として、事業説明を行っていききたいというふうに思っております。その中でまた地域での話合いの中で圃場整備の話が出るときは、農家、地権者、農業委員、区長さんや関係各課と連携しまして実現に向けての話し合いを進めていききたいと思っておりますが、圃場整備は農地への直接的に影響を及ぼすことや農家の皆様の費用負担があることから、原則として農家からの申請と現在は100%の同意という形になっております。換地問題など、様々な課題も解決しなければならないというふうに思っております。議員の皆様にもお力添えを得ながら、各地域のほうで話し合い、それから実現に向けてのこと、話し合いとか座談会等進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4番（武智龍君）課長、決意は聞きましたけれども、大事なことはいつから取りかかるかということです。職員は異動がありますので、自分としてはいつ頃からまず取りあえずスタートさせたいというふうなあれがありませんか。

議長（寺村晃幸君）田村産業課長。

産業課長（田村 幸三 君）武智議員に御答弁申し上げます。まず、要望を調査等も含めまして、今年度6月下旬、もしくは7月ぐらいから、コロナの状況により、どうしても集まることができない場合もございますので、大体それぐらいをめどに地域での話し合い、座談会のほうを進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（寺村 晃 幸 君）武智議員。

4 番（武 智 龍 君）コロナは全国に共通する課題ですので、一概に集まるということだけが聞き取りにというわけじゃない。出向いていくことで、畑の中やったら、つい立ても要りませんから、そういうことも大事、個別に話ができます。マスクも要らんかもしれんです。そういうことが大事ということを前提に、次、町長にお伺いしたいんですけども、課長もこれ以上言いにくいと思います、何ぼ求めても。それはなぜかという、今の体制でやれと言うても、やれる状況じゃない、仕事が増えるわけですから。

そこで最後に、役場の体制の見直しについて、町長にお伺いしたいと思います、よろしいですか。80人以上もいる農地所有者や、あるいは耕作者を相手に事業を進めるに当たっては、今言われたような農家の意向やその後継者のこと、あるいは農地の権利のこと、一番心配、今まで過去に心配してきたこの権利、そんなことをしたら誰かに取られるんじゃないかという、過去の農地改革の苦い経験のある人がそういうふうに思っているんですけども、それから各種の話し合い、あるいは地域リーダー、非農家であっても区長さんやっているとか、民生委員やっているとか、地域の役員さんやっているとか、そういうふうな地域リーダーとの相談業務など、相当の労力と時間というものを要すると想像されます。それらのことを正確に記録した、今、記録がないと言われましたけれども、正確に記録したり、議題として取り上げるなど、実務も伴うと思います。そこで産業課の構成の見直しとか、あるいは集落支援員、新たな集落支援員等の配置、これまでの役割を見ていると、農地の管理とか、地域の在り方というようなことは集落支援員が担ってやったらいいと、こういうふうにも総務省が言っていますので、そういう体制整備がまず一番基になると思いますが、それについて、役場の体制づくりが、町長が決断をしていただきたいと思いますが、それについても、今しますというわけに、考えているのは言ってもらったらいいますが、そういうことも含めていつ頃にそういう見直しをしていきたいというものがあれば、町長の考えをお伺いして終わりたいと思います。

議長（寺村 晃 幸 君）小田町長。

町長（小田 保 行 君）武智議員に御答弁申し上げます。これまで非常に農地のことに関して言いますと、それぞれの農家、地権者の考え方の相違も

あって、圃場整備の話が起こっても、話が先ほど来出ています地区においてもその話が出ては壊れ、現状では100%の同意が要するということが原則になっております。そういったことで苦労してきたところではあります。議員の今後のお話で体制のことでもありますけれども、以前のその当時の圃場整備の話があったときに、その地区ではどうであったかというような、探せば記録はあるのかもしれませんが、現状で言いますと、そのときとは人も変わっているということがありますので、現時点で判断していくということが大事なかなと思います。それで、体制のことでもありますけれども、おっしゃるように労力も要ると思います。それで集落支援員とか地域おこし協力隊、農業をミッションで来られている隊員もおられますし、集落支援員のお話につきましては本日議員の質問の中で役割というものを再度確認するというお話もしたらどうかというお話もいただきましたので、そこも含めて考えたいと思います。直ちに、農業分野の体制をこうするというお返事は、今しかねますけれども、それぞれの部署が仕事量もどんどんと増えている状況であります。その中で体制づくりをしていかないとはいけませんので、この農業の分野についての体制についてはこれから考えてまいりたいと思います。不足するものを補う人材というものも必要だというふうには考えております。以上です。

議長（寺村晃幸君）武智議員。

4番（武智龍君）最後になりますが、集落支援員の話をちょっと今出しましたけれども、イメージとしては年間週4日、4日続けて働く、常勤のような人というのが今見えていますけれども、集落支援制度の中には2種類あるじゃないですか、兼業の方もいいと、年間40万円ぐらい今、交付金が来るといいます。これはどれぐらい働くか、時間数はわかりませんが、こういう問題をやるときは1人の人集落支援員さんが仮に有力な方がいたとしても、なかなかこれは荷が重たい。兼務でやれる人、民生委員だとか、区長さんだとか、いろいろな地域の役員さん、水利組合の役員さん、前任者でも構いません。そういう方々、非常に詳しい方々に非常勤というか、兼務の支援員さんという制度もつくってチームでやっていくと。いろいろな情報を集めてきて、実務をするのが常勤の人だったりとかいうふうにして、推進体制を整備したら話が進みます。今のままやったら、適当に答えておけ、これで終わると思います。私は、もうそういう時期じゃないと、今。このことに関しては、これは越知町の存続に関わる。山のほうでもどうしてもやぶが迫ってくるところはそれは仕方がないです。田んぼ以外のところを手入れせないかんから。あそこはそういうところは非常に少ない、平地のところはないので、町づくりのコンパクトシティーの中としても、あるいはまたSDGsという点からも非常に大事なポイントや思うので、そういう体制整備はぜひ副町長も交えて、幹部で御検討いただいて、また、今日はいつから

かかるというところのお話が伺えなかったので、またの機会にお聞きしたいと思いますので、ぜひ御検討していただきたいと思います。長時間ありがとうございました。以上で私の質問を終わります。

議長（寺村晃幸君）以上で、武智龍議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより14時40分まで10分間休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）それでは、14時40分まで休憩します。

休 憩 午後2時30分

再 開 午後2時40分

議長（寺村晃幸君）再開します。

続いて、5番、市原静子議員の一般質問を許します。市原静子議員。

- 5 番（市原静子君）議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。質問事項ですが、女性支援になります。通告では、コロナ禍による生活困窮と相まって、経済的な理由で若者5人に1人が生理用品の入手に苦労しているという調査結果が出ている。これを受け、無償配布などの取り組みが各地で進み、全国に広がっているが、本町での考えは、でございます。コロナ感染により、多くのアルバイト先での休業や雇用人数などのカットで高校生や大学生などの一般の女性たちも収入が極端に減給となり、苦しい生活を送っております。その中での生理用品の入手に苦労しているという調査結果が出ております。実施をした調査ですけれども、生理用品の負担軽減を目指す任意団体のみんなの生理がSNS、これは会員制の交流サイトによる調査でございます。日本の若者の生理に関する調査として高校生、大学生、専門学校などに在籍する学生を対象に実施したものでございます。今年の2月17日から3月16日間、671人の回答があり、過去1年間で経済的な理由により、生理用品の入手に苦労したことがあると答えた人が20%に上がりました。また、生理用品でないものを使ったことがあるのは27%、そして交換する頻度と回数を減らしたという方は37%など、若者の5人に1人が困窮し、入手に苦労しているという結果が出ております。そのほかに、生理を隠さなければならない風潮があり、生理に対する社会的理解が乏しいという声も、困った心情も上がってきております。このよう

に、調査結果からは生活困窮を背景に、生理用品の購入に負担を感じる若者の実態が明らかになっていることが分かりました。本町での実態は分かっていることですが、ここで実態ですけれども、把握できているところを御答弁をちょっとお願いいたします。

議長（寺村晃幸君）織田教育長。

教育長（織田誠君）市原議員に御答弁申し上げます。学校現場の状況でございますが、この生理の貧困ということに対して、小学校はプールが始まることや、トイレも新しくなりましたので、5、6年生を対象に5月にアンケートを行っております。中学校は女性の教職員やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、そういった方も女性です。そういった主に女性の教職員にそういった相談があったとか、そういうことを聞いたりしたことがあるのか、そういう実態を見たことがあるとか、そういうようなことでちょっと聞き取りをしております。結果、入手に苦勞をしている児童生徒はいないというふうに現状認識しております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）市原議員。

5番（市原静子君）調査の実態がないということでありました。兵庫県の明石市では、これは新聞に載っておりましたが、全国でいち早く、小学校、中学校や養護学校で生理用品の配布などをする取り組みが広がっているということでありました。そして、また東京都の学校では女性トイレに生理用品を無償で配布する事業を9月より全校で実施する取り組みをしていくということが載っておりました。私自身も、こんなにも生理用品について日本の国で困窮の実態があるということが分かっておりませんでした。生理用品の問題はコロナ禍でもう生活で困っている人が増えたことによって、表に顕在化したと言われております。しかし、もともと負担感を抱える人は多くいるのだということも分かってきました。本町においても、実態の把握ということは大変に難しいけれども、アンケート調査とか、そういったことをしていただいたということは大変にうれしく思います。4月に生理の貧困の要望書を町長に直接公明党のほうから直接お渡しをさせていただきまして、まだ日にちは経ってはおられませんけれども、町長の今後のお考えですけれども、お聞かせ願いたいと思います。

議長（寺村晃幸君）小田町長。

町長（小田保行君）市原議員に御答弁申し上げます。現状で小学生、中学生はいないというお話でありますけれども、今後全国的に主に子どもの数の多い都市部でそういった現状があるようです。本町でもそういった事例が仮に今後起こってくるとしましたら、いろいろな対応をしていかなければならないと思っておりますが、現状でいいましたら、社会福祉協議会にも生理用品などをストックしてありまして、そういったケース

があれば、御相談をいただければというようなことを社会福祉協議会から担当課長が確認をとっております。あと、無償配布については、これは非常にデリケートなことでありますので、こういった配布の仕方、必要な時にこういった配布の仕方をするのかということは、プライバシーの保護ということも、年頃の子どものことでありますので、そこら辺が重要ではないかと思っております。いずれにしましても、そういった実情が起こった場合にはですね、対処はしていきたいと考えております。以上でございます。

すみません、それと学校の話、教育長からも話ありましたけれども、学校現場でも保健室等に一定の備えはあるというふうに聞いております。以上です。

議長（寺村晃幸君）市原議員。

- 5 番（市原静子君）ありがとうございました。やはり福祉の方でも置いていただいて、今までもそういったことで取りに来た方もいないということですよ。小学生でも、プライバシーのこともあり、本人も言いづらいことがあって、なかなか個人での自分で対処はするけれども、そういった学校での公の場でもらいに行くというふうなことはできない子もいるのではないかと思います。やはり学校での取り組みとして、生理に関する学校現場での養護学校の先生ですけれども、先生から聞き取り調査を高知県の女性局のほうからさせていただいたんです。これを一部を紹介をさせていただきます。これは私の提案でもあるんですけれども、一番本人が、恥ずかしいことではないので、言えるようになることが一番いいのかなということですが、なかなかそれが言えないという実情であるということと、生理に関することを小学校、今、体の成長が早いということであって、学校によっては3年生から、また4年生から生理に関してのお勉強を時間をとってするというをしているそうです。でも、その時間をとるのは、今の体制では大変厳しい部分もあるとおっしゃっておられました。この生理のことについての勉強会は女子だけではなくて、男女と一緒に学ぶということは将来にいい影響を与えるということで、できれば男女共学と一緒に学んでいくということをお勧めするということをお話をされたそうです。そして、生理用品だけに学校で教えてというか、お勉強をしていくその内容は、スクールソーシャルワーカーさんというのがおられますよね。そういう方が中心となって、食事に困っている家庭にはフードプロジェクト、また生理用品に困っている家庭にはナプキンプロジェクト、マスクが買えなくて困っている人はマスクプロジェクトというような感じで、明るくそういった形でとって、総合的な支援方法をとっていったらどうだろうかということも付け加えられたということです。それでトータルで貧困家庭に支援が行えるのではないかとというようなこともお話をされましたということをお聞きしました。やはりこれも絶対に見えないですけれども、必ず1

人、お2人はいらっしゃるのではないかということは思います。早期発見でその支援をしてあげるということが、これからも心配りをしていただけたらと思っております。

それでは、次に防災対策の備蓄についてお伺いをいたします。防災用としての生理用品は備蓄されているのか、それはお聞きをいたします。

議長（寺村晃幸君）谷岡危機管理課長。

危機管理課長（谷岡可唯君）市原議員に御答弁申し上げます。数多くありませんが、補助的な備蓄として、平成28年から生理用品の備蓄をしております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）市原議員。

5番（市原静子君）ありがとうございます。もう備蓄をさせていただいているということは結構少ないものですから、ありがたいことです。生活の用品として備蓄する中では、赤ちゃんのおむつ、そして高齢者へのおむつです。そういったものがきちんと備えられてあるということは大変にありがたいことですが、今の、これは通告はしておりませんが、大人のおむつと赤ちゃんのおむつ、そういったことも全部整っておりますでしょうか。

議長（寺村晃幸君）谷岡危機管理課長。

危機管理課長（谷岡可唯君）市原議員に御答弁申し上げます。おむつにつきましても備蓄をしております。その数等につきましては、県が想定被害ということで避難所へ来る人数というのを示していますので、それに従って必要数と思われる数を備蓄をしております。以上でございます。失礼いたしました。越知町の方ではおむつにつきましては、保育園でローリングストックという形で子ども用のおむつということでは備蓄を考えておりますが、大人用の、高齢者用のおむつについては、今備蓄をしていない状況でございます。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）市原議員。

5番（市原静子君）ありがとうございます。この私が赤ちゃんと言われたので、赤ちゃんの小さなおむつというので頭があったと思うんですが、これは大人が急遽もう急いで、どういうんですか、必ず必要な方が急いで避難をすると持って出られない方も中にはいると思うんです。そうしたときには大人のおむつも絶対に必要だと思うし、そして今、保育園、幼稚園のおむつも考えておりますということは備蓄していないということですよ、考えているということは。

議長（寺村晃幸君）はい、谷岡危機管理課長。

危機管理課長（谷岡可唯君）市原議員に御答弁を申し上げます。子ども用というか、赤ちゃん用のおむつにつきましては、一旦備蓄をしておりましたが、ローリングストックということで買換えということも必要になっておりますので、保育園の協力を得て必要な部分を備蓄をしているという状態でございます。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）市原議員。

5 番（市原静子君）安心しました。やはりこういったものは絶対に必要ですので、備蓄商品を町民に広報でお知らせをしてほしいということを前に別の要件で質問したときにお話をしたことがあるんですけども、必ず新しく備蓄をされたときにはきちんと広報でもお知らせをしておるのかどうかだけ、お聞きをしたいと思います。

議長（寺村晃幸君）谷岡危機管理課長。

危機管理課長（谷岡可唯君）ただいまホームページの方でもお伝えをさせていただいておりますが、本年度備蓄品の項目の充実ということで県の方でも取組がされております。本年度また新たに数についても検討をいたしますので、そういう方向で備蓄品については広報させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）市原議員。

5 番（市原静子君）何が備蓄されているのかと聞かれたときには、答えてあげることもだけでも、広報を見ている方が物すごく最近は増えているんです。広報が表紙とかも変わられて、目を通す方が増えているみたいですね。だから、危機管理課とか、課によつての詳しい説明の1ページずつ担当を持ってお知らせしてくれているということはとてもいいなと思って、私も最近は読ませていただいておりますので、ぜひそういった新しい備蓄品等は必ず出していただきたい。広報に上げていただきたい。インターネットは限られています。高齢者の方は今は増えておるとは言ってもなかなかそれを調べる人は少ないと思うんです。だから広報に出していただければ助かりますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に、子ども支援のほうへお伺いをいたします。通告ではヤングケアラーの実態は家庭のことで問題が表に出にくく、把握しづらい実情もあるが、本町では把握できているのか。2番目、また、本人の通学や生活に支障が出ることもあるが、どう支えるのか、町としての対策は、でございます。これは、先ほどの武智議員が1、2の質問に対してしていただきました。私が知りたかった答弁の内容、それを聞くこと

ができましたので、同じことは聞かなくてもいいかなと思っておりますが、角度を変えて、また付け足して質問をさせていただきます。

厚労省は、2018年報告書、2019年に調査も行い、発表もしております。このヤングケアラーというのは、テレビでも特集を組まれて発表もしております。本人は、小学生の、中学生の本人はですね、自分はヤングケアラーだということに気がつかないで、親の面倒を、親から言われることを一生懸命仕事をしなければいけないと思って仕事をする場合があるわけです。その仕事をすることによって、心身ともに疲労がいつとお勉強に差し支えたり、いろいろな障害が出てくるんですけども、そういうことが気がついていない。周りも自分が一生懸命することによって親が喜んでくれるんだと思うからこそ、子どもは素直に一生懸命そういったお手伝いをする感覚でしている子が結構多いと思うんですね。だから、それを発見できずにいて、それが積み重ねて、最後には心身ともに疲れてきて学力にも影響が出てきたりとかすることも結構あるみたいですね。そういうところから見ていただくことも大事かなと思ったりもします。

厚労省が2019年度に調査をした結果ですけども、この結果を見て私はちょっとびっくりしたんですけども、要保護児童対策地域協議会というのがありまして、本町にもこれが設置されていると思います。その協議会の3割が地域のヤングケアラーの実態を把握している一方で、ヤングケアラーと思われる子どもはいるが、実態を把握していないというのが27.7%と出ているんです。そして、該当する子どもがいないが41.9%、そしてこの調査では私は、本当はこの数字を見て、内容も見てびっくりしたんです。と言いますか、気落ちをいたしました。いかに家庭内のことですね、問題が表に出にくいんだということが、問題を把握しづらいということなんだなということが、本当に痛いほど分かりました。国が担当者を決めて、付きっきりで担当でずっと見ているのであれば、それは発見できるかもしれないけれども、仕事がたくさんありまして、その中でも福祉センターのほうでもその一部ですので、本当に大変だと思うことは、私も分かっております。それと、分かっているんですけども、担当課長が武智議員の質問に対してのお答えもしたその中身です。要保護児童対策地域協議会、これは内容が、児童福祉法に基づいた各自治体で保護が必要な児童などの早期発見で、適切な支援を迅速かつ組織的に行うため、行政や児童相談所、警察、学校、福祉施設、民生委員などで構成される組織なんです。こういった方たちからのたくさんの情報があるんですけども、情報が上がってこないということがいかに難しいかということです。それを見逃さないでほしいというのが私の願いではあるんですけども、子ども自らが絶対にこれは言い出せない問題でもありますので、教師が、学校の先生が家庭訪問をして発覚するケースが多々あるということです。これが希望が見えてきたということなんです。

教師が家庭訪問してそれを、実態に気がついたとき、それがすごく大事なので、学校の先生の理解を深めるために、ケアラー支援の研修会、そういったものを実施してほしいという、そのことがすごく大事になってくるわけです、実施をすることがですね。だから、ケアラー支援の研修会を実施してほしいという願いがありますが、そのことについて教育長の考えをお聞きをいたします。

議長（寺村晃幸君）織田教育長。

教育長（織田誠君）市原議員にお答えします。ヤングケアラーの問題につきましては、令和3年5月17日に国の方もヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームの報告は厚労省と文部科学省の共同であります。そういった中で、現状と課題のところ、ヤングケアラーは家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造、福祉、介護、医療、学校と医療関係におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体の現状把握も不十分であるというところに問題があるというふうに指摘をしております。今まで、そういったケアラー支援に対して、教員も生徒指導とかそういった部門で、当然不登校とか、それから学校の問題行動とか、そういったところでは、県教委の中を通じての研修はございます。ヤングケアラーに特化したのはあるかというところは正直私も存じていませんが、生徒のそういった行動、それからどういう点に注意して早く早期に気づけるか、そういったところはこれからそういったところも必要になると考えておりますし、そういった研修を県教委の方にも要望もさせていただいて、もし町の福祉部門と一緒にそういったことが実施があるなら、それに出られる時間があれば、教員のほうにもそういった連絡をして、一緒に研修をできる環境も考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（寺村晃幸君）市原議員。

5 番（市原静子君）ありがとうございます。研修会というから大ごとになるんですけども、それがあつたらよろしく願います。それまでにですね、学校の先生方が話し合いをしてほしいんです。ヤングケアラーということに対して、調査して何していなかったのではなくて、教師が家庭訪問をして発覚するというケースが多々あるということは、一番身近で発見できる存在かなと思うわけです。だから、まず教員がヤングケアラーについて理解を深めていくということが一番大事かなと思ったんです。研修会はあるだろうと思ったので、研修会に出したんですけども、それが課題の一つとなっているというのであればいいです。また、今から出てくると思います。でも、それまでにヤングケアラーということに対して、理解を先生方が深めてくれるということが第一条件かなと思うわけです。それを強くお願いをいたします。早期発見することが一番大事ですけども、なかなか厳しい中で、教育現場と福祉センター、福祉関係のほうで連携を密にさせていただいて、これからもよろしく願います。

いたします。取りこぼしのないように努力をしていただいて、お願いをして、一般質問を終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

議長（寺村晃幸君）以上で、市原静子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。本日はこれにて散会したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）御異議なしと認めます。明日、8日は午前9時に開会します。それでは散会します。どうもお疲れさまでした。

散会 午後3時12分